

改訂意匠審査基準案について寄せられた御意見と御意見に対する考え方(案)

「意匠審査基準」改訂案について意見募集において寄せられた御意見、御質問及びそれに対する回答を示しました。

とりまとめにあたり、寄せられた御意見は項目毎に分けた上、要約をしています。

「意匠審査基準」改訂案に記載されていない仮想事例に関する御質問、今回の意匠審査基準改訂案と直接関係しない御意見、御質問に対してはお答えしておりません。

No.	御意見の対象	改訂意匠審査基準案等について寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者	基準修正
1	画像を含む意匠	3.1 画像意匠 「審査官は、～また、機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」(事例後2段落目)との記載について、操作画像または表示画像であることとの要件の他に、「機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」であることが要件として必要との意図か。操作画像または表示画像に該当すれば十分とも読めるのではないか。	「機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」との記載は、意匠法上の意匠と判断しないものについて説明したものであり、「操作画像」や「表示画像」の何れにも該当しない「機器等の機能とは関係がなく、また、機器等の付加価値を直接高めるものではない」コンテンツのみからなる画像は、意匠法上の意匠と判断しない旨を説明したものです。 「機器等の付加価値を直接高めるものではない画像」との記載の趣旨は上記のとおりですが、御意見をいただきましたように、記載の趣旨がわかりにくく、記載がなくとも運用上支障が無いことから、当該記載は削除することといたします。	個人	あり
2	画像を含む意匠	3.1 画像意匠 「操作画像に該当する画像の例」の「アイコン用画像」を意匠法の保護の対象とするのは不適切ではないか。 アイコン自体は、いわゆる記号(または標章、著作物等)であり、「アイコン用画像」単体では、どのような用途・機能を持つアイコンなのか明確になっておらず、意匠を特定できない。 「アイコン用画像」を意匠権として保護した場合、アイコンを創作・実施するたびに調査や権利化といった費用面の負担を強いることになり、本来取り組むべき創作行為が阻害されることになることを懸念する。 仮に、「アイコン用画像」を意匠法の保護の対象となる画像とするのであれば、その用途・機能を明確にすべき。	アイコン用画像についても、画像意匠として保護を受ける場合、6.1.1.1に記載の、意匠法上の画像意匠と認められるものであること、との要件を満たさなければなりません。そのため、願書の記載及び図面等の記載を総合的に判断しても、操作画像又は表示画像に該当すると認められない場合や、意匠が具体的であること等の登録要件を満たさなければ、拒絶の対象となります。 頂いた御意見を踏まえ、アイコンの事例の下方に注意書きを追記いたします。	企業	あり
3	画像を含む意匠	4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載 <適切な記載の例>において、「”コンテンツ視聴”操作画像」、「”音量”設定用画像」、「”数値”入力用画像」は、意匠に係る画像の「用途の対象」が具体的に示されている一方、「情報表示用画像」、「取引用画像」及び「学習用画像」は、前記のものと比較して「用途の対象」が具体的に示されておらず、どの程度の記載であれば適切な記載となるかが分かりにくいいため、審査基準において<不適切な記載の例>も記載してほしい。	御意見を踏まえて、不適切な記載の例も記載することといたします。 なお、画像意匠については、4.1.2に記載したとおり、「操作画像として保護を受けようとする場合であって、「意匠に係る物品」の欄の記載及び図面からではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合」や、「表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかでない場合」には、「意匠に係る物品の説明」の欄において具体的な説明を記載する必要があります。	企業	あり

			こうした運用に照らして、追記する不適切な記載の例については、このような「意匠に係る物品の説明」の記載があった上でも、「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切と判断されるもののみを記載することといたします。		
4	画像を含む意匠	<p>4.1.1 「意匠に係る物品」の欄の記載</p> <p>「適切な記載の例」として「情報表示用画像」が挙げられているが、どのような情報を表示するのかが明確になっておらず、不適切ではないか。同項で列挙されている「数値入力用画像」も同様。</p> <p>今回の改正によって「物品」の定義が事実上、拡大された以上、上記のような抽象的な表現は認めるべきではない。「具体的な用途を明確」にするのであれば、どのような情報をどのような機能で用いられる画像なのか等を具体的に特定すべきである。</p>	「意匠に係る物品」の欄の記載が、4.1.1の適切な記載の例に該当するものであっても、画像意匠として意匠登録を受けようとするものは、6.1.1.1に記載のとおり、意匠法上の画像意匠と認められるものであること、との要件に加え、6.1.1.2に記載のとおり、意匠が具体的であること、との要件を満たさなければなりません。このため、4.1.2に記載したとおり、「操作画像として保護を受けようとする場合であって、「意匠に係る物品」の欄の記載及び図面からではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合」や、「表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかでない場合」には、「意匠に係る物品の説明」の欄において具体的な説明を記載する必要があります。	企業	
5	画像を含む意匠	<p>4.1.4 「図面等の記載」</p> <p>画像意匠の図面記載について、「画像が立体的なものである場合」として例示等があるが、そもそも「画像意匠」は2次元的なものであり、立体的な画像は存在しないと考える。</p> <p>改訂審査基準案で示されている〈立体的な画像の出願例〉についても、画像意匠自体は【画像展開図】示されたものがすべてで、円柱形状はその画像意匠が表示される「表示部の形状」であって、画像意匠そのものの形状ではないと考える。</p> <p>このような事例の場合には、画像意匠として2次元的な意匠を明示し、その他参考図として円柱状の表示部に表示された状態として表すのが正しいのではないかと。</p>	新たな保護対象となる画像意匠は、物品を離れたものであり、その画像の表示方法や投影方法を特定する必要はなく、立体的な画像について、展開図としてではなく、立体的な画像そのものとして出願し、登録を受けることが可能です。	個人	
6	画像を含む意匠	<p>6.2.2.1 「両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること」</p> <p>冷蔵庫と画像意匠の事例は以下の印象を抱きやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両意匠はそれぞれ権利が成立する ・画像意匠の意匠権の効力は冷蔵庫に使用する画像には及ばない。 <p>意匠にかかる物品等が類似しないため意匠としては「非類似」となるが、以下についてより明確に理解できるよう修正を希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先後願関係にある場合に一方が拒絶される可能性 ・冷蔵庫の実施が画像意匠と利用関係になる可能性 	御意見を踏まえて、「冷蔵庫」の意匠と「電子メール送受信用画像」の意匠とが非類似となる事例においては、留意すべき事項について注釈を加えることといたします。	団体	あり
7	画像を含む意匠	<p>6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法</p> <p>従来の審査基準では、「画像を含む意匠の類否判断は全体意匠、部分意匠の審査基準に準じて行われる。」旨の記載があった</p>	改訂意匠審査基準案の2.「画像を含む意匠の基本的考え方」の項において、その他の章の参照箇所については、まとめて「本章に記載されていないその他の事項については、一般的な意匠に関して記載された審査基準の各該当箇所を参照された	個人	

		(74.4.2.2.1 公知意匠と画像を含む意匠の類否判断)。今回の審査基準案にはその旨の記載がないので、変更されたと理解すべきか？	い。」と記載したことから、改訂前と同様に、一般的な意匠に関する記載を参照することとなります。		
8	画像を含む意匠	<p>6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること</p> <p>画像意匠同士の用途及び機能の類否について、審査基準案に記載されている事例のみでは、画像意匠の「用途及び機能が類似しない」ものの考え方の理解が難しいことから、画像意匠の「用途及び機能が類似しない例」を増やすとともに、「類似する例」及び「類似しない例」の各事例において判断した理由を具体的に説明してほしい。</p>	御意見を踏まえて、用途及び機能の類否について、今後意匠審査便覧等においてさらなる事例と、その説明の追加を検討させていただきます。	企業	
9	画像を含む意匠	<p>6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること</p> <p>画像意匠の”用途”と”機能”のそれぞれにDタームを付していただき、それぞれ単体およびそれらの組み合わせにて、調査・検索できるようにしてほしい。</p> <p>併せて、上記調査・検索が可能となる画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) の改善を希望する。</p>	画像意匠に関して、新たな分類とDタームを用意します。Dタームについては画像意匠の用途・機能等を調査・検索出来るような観点で準備します。また、画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) でもDタームを用いて調査・検索出来るよう改造を行う予定です。	企業	
10	画像を含む意匠	<p>6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること</p> <p>①<用途および機能が類似する例4>について、「選択ボタン」との用語が共通した事例とすると、用語そのものの同一性や類似性が問われるかのような心象を持ち、誤った理解を誘導する可能性があることから、異なる用語を用いて表現したとしても機能および用途が類似すると明示することを望む。</p> <p>②「機能・用途」の記載の粒度については、出願人の裁量で決定するものであるが、事例の粒度に差があるため、どこまでの粒度の記載が要求されるのかが理解しにくい。審査基準において、「機能・用途」の記載の粒度を明確にすることや、「機能・用途」の記載の粒度が理解できるような登録事例集を審査基準とは別に発行することを望む。</p> <p>③<用途及び機能が類似する例4>において、用途及び機能が「入力」であれば、選択される対象が物に限定されず、例えば動作、現象、図柄等の物ではない選択対象であっても互いに用途及び機能が類似すると判断されるのかが不明であることから、用途及び機能が類似すると判断される範囲を明示することを望む。</p>	<p>①について 御意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。 また、画像を含む意匠の用途及び機能についての各類否判断事例に、判断の根拠を記載することといたします。</p> <p>②について 4.1.1の<記載例>で示した程度の機能及び用途をご記載ください。また、登録事例集につきましては、画像意匠の登録事例が集まった後に発行できるよう努めてまいります。</p> <p>③について 画像については、物理的な制約がない分、様々な用途や機能が複合的になったものもありますし、動作等に著しい特徴がある場合、異なる用途及び機能と考えた方が適切な場合等も考えられます。このため、用途及び機能について一律に類似とする範囲又は非類似とする範囲を記載することは、将来の画像の創作を制限する恐れもありますので、用途及び機能の類似する範囲を基準内に具体的に記載は追加いたしません。</p> <p>④について 画像意匠に関して、新たな分類とDタームを用意します。Dタームについては画像意匠の用途・機能等を調査・検索出来るような観点で準備します。また、画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) での【意匠に係る物品の説明】の文言での検索を可能とすることについては、ご要望を踏まえ、今後検討させていただきます。</p>	団体	あり

		④ユーザーのクリアランスに関する利便性向上のため、画像意匠の”用途・機能”の類否判断の粒度に合わせた画像意匠の分類/Dタームの付与を要望するとともに、画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)に関して、現状の検索項目である【意匠に係る物品】に加え【意匠に係る物品の説明】の文言での検索を可能としていただくことを望む。	きます。なお、【意匠に係る物品の説明】の文言での検索等、より詳細な検索手法についてはJ-Platpatで対応しておりますのでこちらも併せてご利用ください。		
11	画像を含む意匠	6.3 創作非容易性を有すること 機器を操作するためのアイコンは実際の機器の形を基にするため、どうしても似通った形状になる。このように容易に想起されるような形状の画像に関して意匠登録出願がされた場合、実際の機器の形状を簡易画像化したものは『創作非容易性』により拒絶されるという理解で良いか。	機器を操作するための既に公知となったアイコン用画像と類似するアイコン用画像は、新規性要件を満たさないと判断されます。 また、公知の機器の形状等を画像意匠に転用することは、当業者にとってありふれた創作の手法といえます(6.3.2.1(f)参照)ので、公知の機器の形状等をそのまま転用したアイコンや、これに軽微な改変を加えたに過ぎないものについては、創作非容易性要件により拒絶されます。 ただし、御意見中記載された「簡易画像化」の際に、大幅にデフォルメを加えた場合のように、独自の創作が加えられた場合は、創作非容易性要件を満たすと判断される場合があります。	企業	
12	画像を含む意匠	自動車及びオートバイなどの灯火器(フロントコンビネーションランプやリアコンビネーションランプ)に関し、輪郭および内部構造に関しては、現行意匠法での保護を受ける事が可能であるものの、「発光時の光形状(光模様)」については登録要件を満たすのか現状不明確となっており、自動車及びオートバイの灯火器における「発光時の光形状(光模様)」においても改正意匠法第2条1項による保護対象となるよう明記されることを望む。	灯火器の発光時の光の態様自体については、改正意匠法第2条第1項の意匠の定義において意匠法の保護対象として明記がなされておらず、全ての灯火器の発光時の光の態様自体が意匠法の保護対象であるということではできませんが、新たに意匠法の保護対象となった画像意匠(物品から離れた画像自体)については、意匠登録出願にあたり、どのような表示方法であるかを特定する必要は無いことから、灯火器の光により表示される画像も、意匠法上の画像意匠に該当するための要件を満たす場合は、意匠法上の意匠に該当することとなります。 なお、改訂意匠審査基準案においては、画像意匠の意匠登録出願にあたり、どのような表示方法であるかを特定する必要は無いとし(6.1.1.1「意匠法上の画像意匠と認められるものであること」)、あらゆる表示方法が対象となる旨を明記しておりますことから、個別の事例の記載は行わないこととさせていただきますが、登録事例が蓄積して参りました後には、画像意匠の登録事例集等として、必要に応じ種々の事例を公表させていただくことを検討いたします。	団体	
13	画像を含む意匠	物品や機器の進歩に伴い、画像意匠、物品の部分としての画像を含む意匠、または建築物の部分としての画像を含む意匠の複数に該当する意匠もありうるが、これらをどう審査するかという点について明示してほしい。	「画像意匠」、「物品の部分としての画像を含む意匠」、または「建築物の部分としての画像を含む意匠」の複数に該当する意匠があったとしても、「意匠が具体的であること」との意匠登録の要件及び一意匠一出願の原則に照らし、それらのうちのいずれの意匠として出願するかを明確にし、意匠ごとに出願していただく必要があります。	個人	
14	画像を含む意匠	3.1では、物品から離れた画像自体について、法文どおりに、「機器の操作の用に供される画像」又は「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」のいずれかに該当することを要求しているのに対し、3.2及び3.3では、物品又は建築物の部分としての画像については、改正前の審査基準の表現を引き継いで、「画像を表示する物品・建築物の機能を発揮できる状	令和元年の意匠法改正において第2条第1項を改正し、画像を広く意匠の定義に含めることとしたことに伴い、第2条第2項で規定されていた操作画像は、「当該物品と一体として用いられる物品に表示されるものを除き、第2条第1項の「物品(物品の部分を含む)の形状等」に包摂されています。 当該第2条第1項に包摂された、物品の部分としての画像を含む意匠に該当するためには、物品の一部と認められるものでなければならないことから、従来どおり、①当該物品自体に表示される画像であること、及び②当該物品に記録された画	団体	あり

		<p>態にするための操作の用に供されるもの」又は「画像を表示する物品・建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの」のいずれかに該当することを要求している。</p> <p>2019年（令和元年）改正意匠法において削られた旧2条2項は新2条1項に包摂されて、その趣旨はなお生きていると解するのであれば上記の審査基準は理解し得るが、新2条1項で物品の形状等、建築物の形状等又は画像を意匠として保護することを定めたのであるから、画像自体と別に、物品又は建築物の部分としての画像についての審査基準を設ける必要はないという整理もあり得るのではないか。</p> <p>また、画像自体と物品又は建築物の部分としての画像を区別するとしても、2条2項を削ったにもかかわらず、審査基準改訂案が、改正前の審査基準の表現を物品又は建築物の部分としての画像について引き継ぐのは、新2条1項の法文から読み取れる内容に沿ったものなのか疑問の余地がある。</p> <p>もし審査基準改訂案のように要件を書き分けるのであれば、「物品・建築物」と「機器」の関係を明らかにし、意匠該当性の判断において、具体的にいかに相違するのかを明確にすることで、利用者が画像を含む意匠をどちらで出願したらよいかを判断できるようにすべきではないか。</p> <p>なお、意匠の類否判断に関し、6.2.2.1では、「具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する」と記載しているが、より分かりやすい記載にすることが望まれる。</p>	<p>像であること、との要件を満たしたものである必要があります。また、改正により新たな保護対象となった建築物に関して、建築物の部分としての画像を含む意匠に該当するためには、同様に、①当該建築物自体に表示される画像であること、及び②当該建築物に記録された画像であること、との要件を満たしたものである必要があります。</p> <p>上記①及び②の要件を満たしたものである必要がある点で、物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠と改正後の意匠法第2条第1項において新たに意匠法の定義に加えられた「画像」自体の意匠とは異なっていることから、これらについて、別個に審査基準を設ける必要があります。</p> <p>「物品・建築物」と「機器」の関係を明らかにし、意匠該当性の判断において、具体的にいかに相違するのかを明確にすることで、利用者が画像を含む意匠をどちらで出願したらよいかを判断できるようにすべきではないか」と御指摘いただいた点については、意匠審査基準上の項目立てを修正するとともに、意匠該当性要件に係る記載を修正し、明確化いたします。また、出願人の出願方法についてのご案内については、必要に応じ、ガイドライン等において公表する方向とさせていただきます。</p> <p>類否判断に関し、「具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性があれば、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が類似すると判断する」との記載を、より分かりやすい記載にすべきとのご要望につきましては、当該記載が、裁判例においても用いられ、用途及び機能の類否判断の基礎となる考え方を示したものであることから、意匠審査基準上の記載はこのままとさせていただきます。</p>		
15	画像を含む意匠	<p>結論として賛成だが、一部の表現や語句の修正を希望。</p> <p>①「画像意匠」の見た目を表す語として「形状」「形状等」ではなく「表示」などの語を用いるべき。「物品等の部分に画像を含む意匠」も同様。</p> <p>②項目の立て方について、3.1を「画像意匠」、3.2を「物品等の部分に画像を含む意匠」として「物品の部分としての画像を含む意匠」及び「建築物の部分としての画像を含む意匠」を含めるべき。</p> <p>③6.3の「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性」との記載を「当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性」とすべき。</p> <p>④誤記の修正と各用語の統一をすべき。</p>	<p>①について</p> <p>改正前の現行意匠法第2条第1項においては、「意匠」とは、「物品…の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの」と定義されており、同第2項においては、「物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、…画像であつて…ものが含まれるものとする」とされています。これらの規定により、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」には「画像」が含まれていると解釈されています。</p> <p>上記の解釈を踏襲し、改正意匠法第2条第1項の「意匠」の定義においては、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」と「画像」とが並列して規定されており、改正意匠法第2条の「画像」は、（1）物品における「物品の用途及び機能」に該当する要素と（2）「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」に該当する「形状等」の要素の2つの要素が一体となったものと解釈されます。</p> <p>よって、改正意匠法第2条の「画像」には形状等が観念されること、また、物品を離れているものの、平面的なもののみならず立体的なものも含まれることから、改訂意匠審査基準案の記載はこのままとさせていただきます。</p>	団体	あり

			<p>②について 頂いた御意見を踏まえて、項立てを変更いたします。</p> <p>③について 現行意匠審査基準においては、新規性要件との混同を避けるため、「新しさ」との記載を用いておりませんでした。判断基準の分かりやすさを重視し、頂いた御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>④について 頂いた御意見を踏まえて、修正いたします。</p>		
16	画像を含む意匠	<p>結論として賛成だが、改正法の施行に際し以下の点を希望。</p> <p>①新しい画像デザインを適切に保護するために、どのように出願すればよいのか、特にどのように意匠を特定・表現すればよいのか、現状余りに指針がない。審査便覧や事例集などにおいて、出願方法の事例や意匠の特定・表現方法の事例、登録例を豊富に紹介してほしい。適時かつ継続的な事例の追加も望む。</p> <p>②画像意匠に係る意匠権が新設されることは権利の適切な保護という点で好ましいが、新規の制度ユーザーをはじめ、画像に関する意匠の当事者となる者すべてが先登録意匠を簡単に検索できるような仕組みの構築を望む。</p>	<p>① について ご指摘を踏まえて、今後、画像意匠の出願方法や登録事例を、手引きや登録事例集等において公表してまいります。</p> <p>②について 画像に関する他者の登録意匠の調査（クリアランス調査）を支援するために、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）を用意しており、引き続きご利用いただくことが可能です。検索の精度・スピード等の環境整備についても、より充実した検索システムをご提供できるよう引き続き検討させていただきます。</p>	団体	
17	建築物の意匠	<p>4.2 図面等の記載における一意匠の考え方 (2) ①「近接して建設・・・」について、例示をしてほしい。</p>	<p>具体的な図面の記載方法等は、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等により、紹介させていただいておりますので、第IV部第2章4.2(2)①が具体的にどのようなものであるかがわかる事例を、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」に記載し、ご参照いただけるようにいたします。</p>	団体	
18	建築物の意匠	<p>4.4 建築物に一時的に配置するもので、任意に動かすことができるものが表されている場合の一意匠の考え方 <建築物の一部を構成しないものとして取り扱うものの例>の例示に続いて、「なお、日常的に移動することが予定されていない、重い鉢に植わった植物など」は建築物の一部を構成する。」と追記してほしい。 可能であれば、この取扱いは「内装の意匠」の対象を広げる考えによるものである旨の記載をしてほしい。</p>	<p>プランターに植えられた植物の取扱いについては、直前の項目(4.3)中、<建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例>に明記しておりますので、基準案の記載はそのままとさせていただきます。 また、当該取扱いは建築物の意匠の該当性要件に係るものであり、かつ、内装の意匠に係る改訂意匠審査基準案において、「出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合であっても、それらが当該内装の意匠に含まれる、建築物の意匠の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得るものとして取り扱う。」と明示しておりますので、『「内装の意匠」の対象を広げる考えによるものである旨の記載』は追記しない方向とさせていただきます。</p>	団体	
19	建築物の意匠	<p>4.6 建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方 「建築物の外方から投影された画像であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しない」とされているが、「画像」は「模様」と同じように考えればよいのであり、「壁紙が貼られている」「外壁</p>	<p>従来から意匠登録の対象である物品の部分に画像を含む意匠の場合、その画像は、当該物品に記録されたものである必要があり、当該物品の外方から投影された画像は、当該物品の意匠を構成するものとして認められません。 建築物についても同様の扱いとすべきであり、4.6に記載のとおり、建築物又はそれに付随する範囲内の土地に固定した画像表示器やプロジェクター等による画像</p>	団体	

		<p>にペンキで絵が書かれている」場合と同じと理解すればよいのではないか。そうであれば、建築物に投影されていれば足り、プロジェクター等の表示器の存在を前提とする必要はないのではないか。</p> <p>プロジェクターがどこにあるかを意匠の要素とすると、意匠登録された「画像を含む建築物」の意匠と類似する「画像を含む建築物」を他人が「建築物の外方」におかれたプロジェクターを使用して実施した場合、他人の行為は「意匠の実施」には当たらないという不都合が生じる。</p>	<p>については、建築物の意匠を構成するものとして取り扱うことといたしますが、それ以外の外方から投影されたと判断される画像は、建築物の意匠を構成しないと判断することといたします。</p>		
20	建築物の意匠	<p>5.1「意匠に係る物品」の欄の記載</p> <p>建築物の一部、特に内部の一室などを表した意匠の出願をする出願人が、建築物でなく誤って部分を表す用語(浴室、サウナ室など)を記載し、「建築物」の意匠ではなく「物品」の意匠として出願してしまうことがないように、5.1又は5.2において、建築物の一部について出願する場合には、意匠に係る物品の欄には、その建築物の一部を記載するのではなく、建築物全体を示す用語を記載すべき旨を、望ましくは事例を挙げながら説明してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、5.1に、建築物の内部を意匠登録を受けようとする部分とする場合についての記載を追加いたします。</p>	企業	あり
21	建築物の意匠	<p>6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること</p> <p>土木構造物は現に物品として保護されていることから、もし出願人が類似の範囲に物品も建築物も含むことを意図する場合、物品の意匠か建築物の意匠か、ことさら厳格に区別させるべきではないと思料する。物品は土地に定着されていない物に限り、土地に定着されている物は建築物に限るという偏った議論が生じにくい解釈・運用が適切と思われる。</p>	<p>改正法下の意匠登録出願は、物品の意匠であるのか、建築物の意匠であるのかが明確であるものについて登録をしていく予定ですが、物品の意匠と建築物の意匠との用途及び機能の類否判断については、使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能に共通性があれば、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する予定です。</p>	個人	
22	建築物の意匠	<p>6.1.1.1 意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること</p> <p>「建築物」は建築基準法に定義があり、これが他の法律でも引用されている。また、意匠審査基準ワーキンググループの議論においても、建築と土木ははっきり区別されているというのが業界の認識との意見もあった。</p> <p>そのような中で、6.1.1.1(2)が「建築物」を「建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物を含む」と記載している点については、意匠法第1条の法目的だけから、建築基準法の定義等における用語の意よりも広いということが当然に解釈として導かれるかは疑問である。</p> <p>法改正の際に、意匠法に新たに規定した「建築物」等の用語を意匠法上で明確に定義することをしないまま、法律用語の概念を無制限に相対化することは、利用者に混乱を生じさせかねず、審査基準改訂案において概念の外延を限定する基準をより明確に打ち出すべきである。</p>	<p>意匠法の法目的は、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」こととされていますので、意匠の創作の対象となるものは、できるだけ広く保護の対象とすることが、産業の発達に資するものと考えられ、意匠法の法目的にかなうものと考えられます。</p> <p>なお、頂いた御意見に記載されましたように、建築物の意匠への該当性要件が無制限に相対化すれば、混乱が生じることとなります。そのため、改訂意匠審査基準案においては、意匠法上の建築物の意匠への該当性について、審査上必要となる具体的な要件、当該要件を満たすものの例、及び満たさないものの例を記載し、明確化を図っております。今後ユーザーの皆様から、出願にあたり、ご不明な点についての具体的な御質問等があれば、さらにガイドライン等においても、ご説明を充実化してまいります。</p>	団体	あり

23	建築物の意匠	<p>6.1.2 意匠が具体的であること</p> <p>現状の多くの出願が「一部について意匠登録を受けようとするもの」である実態を考慮すると、建築物の意匠及び内装の意匠についても「一部について意匠登録を受けようとするもの」の意匠出願が多くなされることが予想される。その一方で、建築物の外部および内部という特性上、意匠を特定するためにはさまざまな図面の準備が必要になると拝察する。部分意匠として意匠登録を受けようとする範囲の考え方や要件等を、図面例などを挙げて十分に明記していただけることを要望する。</p>	<p>具体的な図面の記載方法等は、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等により、紹介させていただいておりますので、建築物及び内装の意匠の一部について意匠登録を受けようとする意匠登録出願について、ご要望の点をご理解いただける事例及び説明を、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等に掲載することを検討いたします。</p>	団体	
24	建築物の意匠	<p>6.2 新規性を有すること</p> <p>公知意匠の対象範囲について、「公知となった」とは、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され」とあるが、新規性の対比対象となる公知意匠として、外国で知られているだけではなく、当然、外国の土地に定着する建築物を含むと考えてよいか。</p> <p>また、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」こととしているが、グーグル社のストリートビュー等（外国を含む）のパノラマ画像に写り込む建物を含むと考えてよいか。あわせて、審査官がどのように公知意匠を確認するのか、具体的に開示してほしい。</p>	<p>新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料には、外国に建てられ、不特定の者に知られた状態の建築物の意匠を含みます。また、ウェブページ等に掲載され、不特定の者が見得るような状態に置かれた建築物の意匠も含みます。ただし、意匠登録出願に係る意匠が当該意匠に該当するか否か、あるいは当該意匠に類似する意匠に該当するか否かについての判断を行う際に、対比可能な程度に十分にウェブページ等に表されている必要があります。</p> <p>新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料は、随時収集してデータベースを構築しており、これを参照して先行意匠等の調査を行っています。建築物の意匠に係る意匠登録出願の審査に向けた資料の収集も開始しています。</p>	企業	
25	建築物の意匠	<p>6.2 新規性を有すること</p> <p>審査基準案は、これまで保護対象となっていなかった不動産（建築物）が保護対象なることで、類否判断がどのように行われるのか危惧していたが、一定の類否判断基準が示されており、歓迎する。</p>	改訂意匠審査基準案の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体	
26	建築物の意匠	<p>6.2.2 建築物の意匠の類否判断における観察方法</p> <p>意匠審査基準改定案では、類否判断における観察方法として「グラウンドレベルからの肉眼による観察」が規定されている。しかし、「グラウンドレベル」については建築図面における定義と同様であるか不明確であるため、「グラウンドレベル」の定義を明確化してほしい。</p>	<p>「グラウンドレベル」との記載は、建築図面におけるグラウンドレベル（地盤面 ground level; ground line 建築物の建つ土地の表面。：建築学用語辞典 日本建築学会編 岩波書店発行）の意として記載しておりましたが、ここで意図していたのは需要者の通常の観察の視点であり、この点がよりわかりやすいものとなるよう、表現を変更いたします。</p>	団体	あり
27	建築物の意匠	<p>6.2.3 用途及び機能の類否判断</p> <p>住宅（集合住宅等含）は不特定多数の利用は無く、店舗・病院・レストラン・オフィスとは大きく異なる。</p> <p>一定時間を過ごすということから用途・機能は類似とあるが（建築物は基本的に一定時間を過ごす）、互いの影響度も低いため、建築主の要望に応える観点からも、別用途としての審査を希望。</p>	<p>例えば、住宅を店舗やレストランにリノベーションすることがあるといった実態を考慮すると、意匠審査の類否判断においては、住宅の意匠と店舗やレストランの意匠とであっても、形状等が類似するのであれば、意匠が類似するものと判断すべきとの考えから、内部において人が一定時間過ごすために用いるものという共通性があれば、建築物の用途及び機能は類似するとの基準案としており、御意見のような修正は行わないことといたします。</p>	企業	

28	建築物の意匠	<p>6.2.3 用途及び機能の類否判断</p> <p>用途及び機能の類否判断について、店舗（物販や飲食）における通行人のような不特定の需要者を直接的に誘引するための商業化ファサードデザインと、住宅や事務所など利用目的をもってある程度特定される需要者が利用・所有する建物の意匠とでは、考え方が根本的に異なる。大量に意匠が消費されていく商業系建物については意匠権の制度は順応するが、一般的な建築物では恒久的な意匠を目指す側面があり意匠権の制度はなじまない部分が多くあると考える。用途及び機能の類否判断では、上記を区分した上で、新規性・創作非容易性では判断にレベル差をつけていただきたい。</p>	<p>御意見に述べられたように、住宅や事務所等と比べて、商業系建築物は大量に意匠が消費されていくものであるとすれば、それだけ多様な意匠が新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として存在することとなり、結果として、住宅や事務所等と商業系建築物とでは、新規性及び創作非容易性の判断のレベルに、その観点では違いが生じることが想定されます。</p> <p>こうした点を踏まえた適正な先行意匠等の調査と新規性及び創作非容易性の判断を望まれるご要望と理解いたします。</p>	企業	
29	建築物の意匠	<p>6.2.3 用途及び機能の類否判断 (2) 建築物と物品の用途及び機能の判断</p> <p>「組立家屋」の説明における「土地に定着したものであるか否かとの点において異なるものの、」の部分について削除してほしい。また、「組立家屋」についての注意書きにおいて「土地に定着する建築物の意匠と異なり、」の部分について削除してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、第IV部第2章6.2.3(2)において、組立家屋に関して記載された説明の一部を削除いたします。</p>	企業	あり
30	建築物の意匠	<p>6.2.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価</p> <p>建築物の一部に意匠を構成する自然物が含まれている場合は、自然が生み出した造形からなる形状等の部分のみを図面に着色を施すなど明確化することを要件とすることで、公報にて権利範囲が明確になる状態とすることが望ましい。</p>	<p>改訂意匠審査基準案第IV部第2章6.2.4の記載は、意匠の類否判断における形状等の共通点及び差異点の評価において、意匠の特徴として考慮しないということであり、自然物等を一律に意匠登録を受けようとする部分として取り扱わないということではありません。自然物等であっても、第IV部第2章4.3に記載する範囲のものについては、建築物の一部を構成するものとして取り扱います。</p> <p>ただし、その自然物等を意匠登録を受けようとする部分としないことも可能であって、その場合には、物品の意匠登録出願と同様に、御意見に記載されたような、図面に着色を施して色分けをしたり、実線と破線とで描き分けをしたり、意匠の説明に説明を記載したりすることにより、意匠登録を受けようとする部分が明確なものを登録してまいります。</p>	団体	
31	建築物の意匠	<p>従来は対象とされない建築物を意匠法の保護対象とすることは評価できます。しかしながら、審査における新規性の判断が適切に行われるか疑問。</p> <p>単品ごとの受注生産である建築物は特定の顧客の要求に応じて都度デザイン・建設されるため、設計・建設されて公知となっても刊行物やネットに記載されない例が圧倒的に多いという建築物の特徴を踏まえ、適切な審査、新規性の判断をしてほしい。</p> <p>また、意匠法には異議申し立て制度がなく無効審判は費用や手続き等の面などでハードルが高いことから、適切な審査をしてほしい。</p>	<p>適正な先行意匠等の調査と新規性及び創作非容易性の判断を望まれるご要望と理解いたします。</p>	個人	

32	建築物の意匠	<p>建物は、意匠の同調、模倣的行為によって、建築様式が確立され、街並みが形成されてきた歴史がある。</p> <p>建物への意匠権導入については創作活動を硬直化させ、権利を守るのではなく活動の自由を縛る事態に陥ってしまうことを大変懸念している。</p> <p>安易な意匠登録が行われないよう、新規性・創作非容易性判断については厳格な運用をお願いしたい。</p>	<p>適正な先行意匠等の調査と新規性及び創作非容易性の判断を望まれるご要望と理解いたします。</p>	企業	
33	建築物の意匠	<p>審査基準案では、「建築物の意匠」の審査における考え方が広く説明されており、内容に概ね賛成である。</p> <p>しかしながら、「建築物の意匠」は法改正により新たに保護対象に追加されるものであるから、これまで意匠制度に馴染みなかった新規のユーザーの参入が想定され、既存のユーザーにとっても、実務面でこれまでと異なる対応が求められる。</p> <p>このような事情を考慮して、事例を拡充するなど、ユーザーフレンドリーの観点から審査基準案で示した内容のさらなる明確化が望まれる。具体的には、以下の点について検討されたい。</p> <p>[1] 3. 1 (2) 「土木構造物を含む」について 本項において、「橋梁」や「電波塔」などの土木構造物の例示があることが望ましい。</p> <p>[2] 4. 2 (2) ① 「図面等に複数の構成物が表されている場合」の扱いについて 「近接して建設することを考慮して形状等の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされている場合」に関しても例示があることが望ましい。</p> <p>[3] 4. 3 「建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」について ① <建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱うものの例>について、それらを示す事例を図面として掲載することが望ましい（特に③および④）。</p> <p>② 「③建築物に附随する屋外に固定されたもの屋外に固定された附随するもの」の例示は、以下のとおり、二つに書き分けて例示する方が理解し易いのではないかと。 ・建築物に附随する屋外に固定されたもの 例：ウッドデッキ、ベデストリアンデッキ ・屋外に固定された、建築物に附随するもの 例：門柱、敷設ブロック</p>	<p>[1]、[2]、[3] について ご要望の点が明確となる事例を、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等に掲載することを検討いたします。</p> <p>[4] について プロジェクターの開示がなくても、建築物及びそれに付随する範囲内の土地に固定したものと判断できる場合に、プロジェクターの開示はなくてもよいということを意図しており、御意見を踏まえて、その点が明確になるように、記載を修正いたします。</p> <p>[5]、[6]、[7]、[8] について 御意見を踏まえて、該当箇所を修正いたします。</p> <p>[9] について 6.2.3(2)において、建築物の意匠である「住宅」と、物品の意匠である「組立家屋」は、「人が居住するために用いるものである点で、その用途及び機能に共通性があることから、両意匠の用途及び機能は類似すると判断する。」とし、組立家屋の意匠と建築物の意匠は類似しうるものであり、本意匠と関連意匠として登録しうる事が明確であると考えますので、特に基準案の修正は行わないこととし、関連意匠の事例が蓄積されれば、事例集への掲載を検討してまいります。</p>	団体	あり

	<p>[4] 4. 6に記載の「プロジェクターの開示」及び4. 7「建築物に照明器具を点灯させることによって生じる模様が表されている場合の一意匠の考え方」について プロジェクターが開示されていない場合は、審査において、「建築物等に固定されていること」を確認することが望ましい。</p> <p>[5] 6. 2. 3 (1)に記載の「土木建造物は様々な固有の用途を持つ」について ここでいう土木建造物の「固有の用途」は、「人がその内部に入り、一定時間を過ごす」こと以外の用途を意味することを明記すべき。</p> <p>[6] 6. 3. 3. 1 (g)「物品等の枠を超えた構成の利用・転用」について 「ほとんどそのままの形状等で種々の物品等に利用・転用」とあるが、「…建築物に利用・転用」とすべき。</p> <p>[7] 6. 3. 3. 2 (d)「素材の単純な変更」について この表現では「素材それ自体」が意匠の構成要素であるという誤解を招くおそれがあるため、「素材の単純な変更によって生じる形状等の変更」等に改めることを検討してほしい。</p> <p>[8]「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性」との表現について 6. 3. 4において、「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性」との記載があるが、これは、第Ⅲ部第2章第2節「創作非容易性」の節でも意見を述べたとおり、「当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性」との表現に改めるべき。</p> <p>[9] 6. 2. 3 (2)に関して、「建築物と組立家屋の関連意匠登録」について 現行法で登録済みの「組立家屋」に係る物品の意匠を本意匠として、建築物の意匠をその関連意匠として登録することの可否を明記してはどうか。 現行法で登録された「組立家屋」を本意匠として、改正法施行後に「建築物」をその関連意匠として登録することは、意匠法第10条が第3条、第9条の例外であることから可能であると考えますが、この点は、ユーザーの出願戦略にも直接影響する重大な点であり、審査基準または審査便覧に明記することが望ましい。</p>		
--	---	--	--

34	組物の意匠	<p>3.3.1 各構成物品等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、同じような造形処理で表されている場合の例</p> <p>建築物に絡む組物の名称のみ「一組の建築物」となっているが、他と合わせ「一組の建築物セット」とそろえた方が違和感がないのではないか。</p>	<p>「セット」との語は、一般的に比較的小さなものに対して使用されることが多く建築物にはなじまないため、「一組の建築物」としておりますことから、御意見のような修正は行わないこととさせていただきます。</p>	団体	
35	組物の意匠	<p>3. 組物の意匠の審査における具体的な判断</p> <p>結論として賛成。3.2「同時に使用される二以上の物品等であること」において「現実に同一の時刻にすべての構成物品が使用されるものである必要はなく」と記載され、「同時に使用される」の判断基準が明確になっており評価できるが、一部記載について意見を述べる。</p> <p>①3.1「経済産業省令で定める組物の意匠に該当すること」について、ユーザーの利便性のため意匠法施行規則別表第二のリンクが貼られることを希望。</p> <p>②3.3.1(2)「模様による統一がある場合」【事例1】一組の収納棚セットについて、一の物品と思われるため、事例としては不適切である。</p> <p>③3.3.2(1)「形状による統一がある場合」【事例2】一組のテーブルセットについて、形状の統一感がある(一つのまとまりがある)とはいいいないので、事例としては不適切である。</p> <p>6. 組物の意匠の補正</p> <p>④第2パラグラフの記載「ここでは、内装の意匠の補正～」は誤記ではないか。</p>	<p>①について 御意見を踏まえて、当該箇所リンクを貼ることといたします。</p> <p>②から④について 御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p>	団体	あり
36	組物の意匠	<p>組物の意匠の施行規則別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一組の保安機器セットに「消火器」「消火器スタンド」とありますが「消火器」「消火器スタンド」ではないか。 ・化粧用ブラシの後ろの読点や万年筆の後ろの読点には、何か意味があるのか。 	<p>ご指摘を踏まえ、当該箇所を修正いたします。</p>	個人	あり
37	内装の意匠	<p>2. 内装の意匠の審査における基本的な考え方</p> <p>「審査官は、…物品の意匠や画像の意匠と共通した審査を行う。」として、建築物の意匠と共通した審査を行うとはされていないが、これはなぜか。</p> <p>「物品の意匠や画像の意匠及び建築物の意匠」とすべきだと考える。</p>	<p>「第IV部 第2章 建築物の意匠」及び「第IV部 第4章 内装の意匠」においては、それぞれ建築物、内装の意匠特有の事項について記載した章のため、ご指摘の部分について、建築物の意匠と共通した審査を行うとは記載しておりませんでした。また、「物品の意匠や画像の意匠」と記載したのは、現行法において保護対象とし、既に運用実績のある代表的な意匠として記載しておりましたが、御意見をふまえ、疑義を招くおそれがある記載のため当該記載を削除し、「審査官は、内装の意匠の審査をする際、基本的には、第II部ないし第III部に記載された各登録要件の審査基準に従い審査を行う。」との記載に修正いたします。併せて、同様の記載がある「第IV部 第2部 建築物の意匠」においても、同じ修正をいたします。</p>	団体	あり

38	内装の意匠	<p>3. 内装の意匠に該当するための要件 (2)複数の意匠法上の物品、建築物又は画像による構成されるものであること</p> <p>「建築物の意匠」と「内装の意匠」との関係がわかりにくく、とりわけ、「建築物」と「画像」の関係の理解が難しい。</p> <p>「操作画像」「表示画像」は意匠法上の意匠なので、「建築物」＋「画像」で複数の意匠。したがって、「内装」の意匠となり、画像が単なる模様の場合は、画像（模様）を含めて建築物の意匠となるという点の切り分けが理解しにくいことから、基本的な考えを説明していただきたい。</p>	<p>建築物と画像の関係については、「第IV部第2章 建築物の意匠 4.6 建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」において記載しております。</p> <p>この要件を満たす画像であれば、建築物の意匠を構成するとし、建築物と画像の複数の意匠ではなく、一の建築物の意匠と取り扱います。</p> <p>ここで「建築物及びそれに附随する範囲内の土地に固定せず単に配置したにすぎない画像表示器等に表示された画像や、建築物等の外方から投影された画像であると判断する場合は、建築物の意匠を構成しないものとして取り扱う。」と記載しているとおり、当該画像が表示されている表示器等が、建築物及びそれに附随する範囲内の土地に固定されているか否か、また、建築物との関係においてどこから投影されているものか、の2点が判断の基本的な考え方です。</p> <p>このほか、コンテンツ表示部分を含む画像の取扱いについては、「第IV部第1章 画像の意匠 6. 画像を含む意匠の登録要件 6.1.4 コンテンツ表示部分を含む画像の扱い」において記載しております。</p>	団体	
39	内装の意匠	<p>4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方</p> <p>制度利用者としては、「原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断する」(6.2.3)とあるので、「意匠に係る物品」の欄の記載に関わらず権利行使可能なのだろうと理解している。</p> <p>権利行使は裁判所マターではありますが、意匠課としては「一定時間過ごす空間」という用途・機能が共通し、形状等が類似すれば「意匠として類似」と考えている旨(6.2.3)をここに記載してほしい。</p>	<p>6.2.3「用途及び機能の類否判断」においては、特許庁の審査における、内装の意匠の用途及び機能の類否判断について記載しております。</p> <p>具体的には、内装の意匠は、内部において人が一定時間を過ごすために用いるものであるという点で、用途及び機能に共通性があることが一般的なため、内装の意匠同士の用途及び機能の類否判断を行う場合は、原則全ての内装の意匠の用途及び機能に類似性があると判断するとしております。</p> <p>意匠権の権利行使については、御意見にございますとおり裁判所が判断するところになりますので、特許庁として見解を述べることはできません。</p> <p>また御意見にございます「4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方」の項目とは、趣旨が異なる内容となりますので、御意見のような修正は行わないことといたします。</p>	団体	
40	内装の意匠	<p>4.2 図面等の記載における一意匠の考え方</p> <p>「空間を仕切る壁などに分断されることのない、物理的に一続きの空間に係るもの」(4行目)と記載されている。</p> <p>この表現では、透明なパーテーションで仕切られた空間(全面ガラス張りのミーティングルームや、喫煙ルーム)も「物理的」に分断され一意匠とは認められないことになるが、「視覚的」(美感として)には分断されず連続している。</p> <p>「壁等で分断されない」という表現が意図するところ(「一つの空間として認識できない」ということだと理解しております)を伝えていないように感じる。「物理的」という表現を再検討していただきたい。</p>	<p>御意見をふまえて、当該記載を以下のように修正いたします。</p> <p>「第IV部 第4章 内装の意匠 4.2 図面等の記載における一意匠の考え方」</p> <p>審査官は、意匠登録出願の願書に添付された図面等において表されたものが、一の内装の意匠に該当するか否かを判断する際は、当該内装の意匠が、物理的に一続きの空間に係るものであるか否かとの観点から検討する。一の意匠として一の出願に含めることができるのは、原則として、内装の意匠が、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものである。ただし、空間を仕切る当該壁等が、例えば透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の内装の意匠として取り扱う。このような空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていてもよい。</p>	団体	あり
41	内装の意匠	<p>4.2 図面等の記載における一意匠の考え方</p> <p>「空間を仕切る壁などに分断されることのない、物理的に一続きの空間に係るもの」(4行目)と記載されている。</p> <p>この表現では、透明なパーテーションで仕切られた空間(全面ガラス張りのミーティングルームや、喫煙ルーム)も「物理的」に分断され一意匠とは認められないことになるが、「視覚的」(美感</p>	同上	企業	あり

		として)には分断されず連続している。 「壁等で分断されない」という表現が意図するところ(「一つの空間として認識できない」ということだと理解しております)を伝えていないように感じる。「物理的」という表現を再検討していただきたい。			
42	内装の意匠	4.3 形状、模様若しくは色彩が変化する内装の一意匠の考え方 「一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠については、当該変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱う」とあるが、例えば、本棚の棚が可動し、上下幅を変化させるものが該当する場合は、事例として示してほしい。	4.3「形状、模様若しくは色彩が変化する内装の一意匠の考え方」においては、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠の代表的な事例を示しており、想定されるすべての事例を審査基準上に記載することは困難です。 御意見をふまえ、今後、一の用途及び機能に基づいて、形状、模様若しくは色彩が変化する内装の意匠の登録事例の蓄積状況を考慮し、必要に応じて、登録事例集を特許庁ホームページ等で公表することを検討いたします。	企業	
43	内装の意匠	4.3 形状、模様若しくは色彩が変化する内装の一意匠の考え方 「統一的な美感」は変化の前後につき、それぞれ個別に認定する、という理解でよいか。	「第Ⅳ部第4章 内装の意匠 4.3 形状、模様若しくは色彩が変化する内装の一意匠の考え方」において、当該変化する意匠は、変化の前後の形状等を含め、一の内装の意匠として取り扱うものです。 よって、統一的な美感は、御意見にございます変化の前後の形状等や、変化する途中の形状等など、それぞれ個別に検討、及びそれぞれの美感を比較するのではなく、それらすべての状態の形状等における美感を総合的に検討します。	団体	
44	内装の意匠	5.4.1 必要な図 どこまでの特定を要求するのかが不明であり、什器(物品)や画像を実線(意匠登録を受けようとする意匠)とした出願において、個々の構成要素(什器や画像)をどの程度具体的に開示する必要があるのか、という基準が示されていない。 審査基準への記載は難しいとしても、「ガイドライン」の早期公表を望む。	内装の意匠の開示の取扱いについては、基本的に「第Ⅲ部 第1章 工業上利用することができる意匠」に従いますが、ご指摘のとおり、物品の意匠と内装の意匠とは、図面の開示等において異なる点がございます。 例えば、物品の意匠は主に外観であって、物品の外側から見た図面が基本となるのに対して、内装の意匠は主に内観、空間内側から見た図面が基本となります。 御意見をふまえ、具体的な内装の意匠の開示方法を示す資料について、特許庁ホームページ等で公表することを検討しております。早期に公表できるよう、準備を進めてまいります。	団体	
45	内装の意匠	5.5 特徴記載書 「審査官は、特徴記載書が提出されている場合は、これを参考にしつつ審査を進める」について 特徴記載書において内装デザインの特徴として記載される統一的な創作思想、素材の特徴、照明の特徴などが、登録性の審査において参考として、十分考慮されることを具体的に明記してほしい。 改訂版の「内装の意匠」関連部分には、5.5 特徴記載書「審査官は、特徴記載書が提出されている場合は、これを参考にしつつ審査を進める。」と記載があり、「内装意匠」の場合は、登録要件として、内装全体として統一的な美観を起こさせるものであることが必要であり、そのためには、統一的な創作思想、素材の特徴、照明の特徴など意匠の特徴が、登録要件の審査で十分考慮されることが重要なため、その点を明記してほしい。	御意見をふまえ、「第Ⅳ部 第4章 内装の意匠 5.5 特徴記載書」冒頭の当該記載を、以下のとおり修正いたします。 審査官は、出願された内装の意匠の創作に関する、出願人の主観的意図等を記載した特徴記載書が提出されている場合は、これを参考としつつ審査を進める。意匠の認定の基礎となる資料については、「第Ⅱ部第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定 1. 概要」をご参照下さい。	企業	あり

46	内装の意匠	<p>6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること 改正意匠法第8条の2に記載されている「内装の意匠」の保護対象に「自動車の内装」を含めることについて 今後、高速バス以外の自動車においても、移動手段のみならず簡易店舗やオフィスなどを含む多目的空間を提供するモビリティへ進化することが考えられるので、自動車の内装においても、改正意匠法第8条の2の「内装の意匠」の保護対象であることを審査基準に明記し、『6.2.3 (3)内装の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断』に記載される様に、用途及び機能においては詳細な比較ではなく「共通性」を以て判断されることを望む。</p>	御意見のとおり、自動車であっても、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものは、内装の意匠に該当します。御意見をふまえて、自動車も「その他の施設」に該当することが明らかとなるよう、「各種の車両」との記載を追加いたします。	団体	あり
47	内装の意匠	<p>6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること 意匠審査基準改定案において、『その他の施設』の要件を満たす場合は動産を含むため、鉄道車両や旅客機、客船に限らず、自動車の内装も要件を満たす場合は該当することを明記いただくことを望む。</p>	御意見のとおり、自動車であっても、「店舗、事務所、その他の施設」に該当するものは、内装の意匠に該当します。御意見をふまえて、自動車も「その他の施設」に該当することが明らかとなるよう、「各種の車両」との記載を追加いたします。	団体	あり
48	内装の意匠	<p>6.1.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること (1)における「人が一定時間過ごす空間」であることが要件になっている旨を第1パラグラフに記載すべきではないか。提案の第1パラグラフからは設営者以外は立ち入らない「ショーウィンドウ」も対象になると誤解されるおそれがある。</p>	<p>ショーウィンドウについても、「人が一定時間過ごす空間」と物理的に一続きの空間内にある場合は、内装の意匠として意匠登録の対象となります。 また、「人が一定時間過ごす空間」とショーウィンドウが壁等で分断されていたとしても、当該壁等が例えば透明であるなど、「人が一定時間過ごす空間」から見て視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、当該ショーウィンドウを含み、一の内装の意匠として意匠登録の対象となります。</p>	団体	
49	内装の意匠	<p>6.1.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること (2)における、外部とのつながりを考慮した内装の創作というものは以下のようなイメージと理解すればよいか。例示がほしい。</p>	<p>例えば、内部空間から連続する店舗軒下の空間など、内装の意匠創作において、内外の境界を明確に切り分けることが困難なものを想定しています。将来的に様々な内装の意匠創作があることを想定し、内装の意匠の対象を完全に閉じた空間に限定するのではなく、柔軟に取り扱うとの趣旨で記載しております。 すべての例を示すことは困難であり、図の例示はかえって限定的な運用を誘発しかねないため、審査基準上、図示は控えております。 今後の審査運用の状況を鑑み、必要に応じて図示を検討させていただきます。</p>	団体	
50	内装の意匠	<p>6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること (1)「基準」としてはきれいに書かれていると思うが、利用者の立場から考えると、「建築物の意匠」「画像」についての説明が欲しい。 特に、他の項目でもいいが、 ・「建築物」の意匠には自然物が含まれる場合があること ・「内装の意匠」を構成する「画像」は2条で規定する「画像」に限られるが、「建築物」の意匠を構成する画像は単なる模様の画像でもよい という点の解説が必要ではないか。</p>	<p>・「建築物」の意匠には自然物が含まれる場合があること こちらは、「第IV部第4章 内装の意匠 6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」 (1)意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」中に、建築物の意匠として出願されたものの中に、自然物等の意匠法上の意匠に該当しないものを一部含んでいる場合の取扱いについて記載しております。 ・「内装の意匠」を構成する「画像」は2条で規定する「画像」に限られるが、「建築物」の意匠を構成する画像は単なる模様の画像でもよい こちらは、「第IV部第1章 画像の意匠 6. 画像を含む意匠の登録要件 6.1.4 コンテツ表示部分を含む画像の扱い」において記載しております。</p>	団体	

51	内装の意匠	<p>6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること</p> <p>〈内装の意匠を構成するものとして不適切なものの例〉の四角枠の下に「なお、審査官は、出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合であっても、それらが当該内装の意匠に含まれる、建築物の意匠の一部を構成するものであるときは、内装の意匠を構成し得るものとして取り扱う。」とあるが、破線で示されている物品（例えば天井灯）も、内装を構成する意匠としてカウントされると理解してよいか。</p>	<p>ご指摘の「第Ⅳ部 第4章 内装の意匠 6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」中、「出願された内装の意匠に、意匠法上の意匠を構成しないものが含まれている場合」の意匠法上の意匠を構成しないものとは、例えば動物や植物など、同ページ中の枠内に記載のものを想定していません。</p> <p>ご指摘のものが意匠法上の物品の意匠と認められるのであれば、実線で示されているか、破線で示されているかを問わず、内装の意匠を構成するものとしてカウントします。</p>	団体	
52	内装の意匠	<p>6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること</p> <p>〈内装の意匠を構成するものとして不適切なものの例〉について、例えば部屋の内部に「枯山水」や「中庭的な植栽」を設けて、回りに家具を配置するような「内装の意匠」が認められるという理解でいいか。</p>	<p>御意見でございます「第Ⅳ部 第2章 建築物の意匠 4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」において、「植物や石等の自然物であって、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内のものについても、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う。」と記載しております。</p> <p>ご指摘の枯山水が上記に該当するものであれば、建築物の意匠の一部と扱い、周囲に配置した家具（物品の意匠）とともに、内装の意匠を構成すると扱います。</p>	団体	
53	内装の意匠	<p>6.1.1.2 (1) 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること</p> <p>〈内装の意匠を構成するものとして適切なものの例〉の表下にある「内装に固定された照明器具を点灯させることにより表れる模様は、内装意匠を構成する要素として取り扱う」とあるが、内装に固定された照明器具を点灯させることにより表れる「採光の強弱」も、「模様」に含まれると明記してほしい。</p>	<p>照明器具の強弱により表されるものは、意匠法上の意匠の構成要素のひとつである色彩と認められますので、御意見をふまえ、当該記載に「色彩」との語を追加する修正をいたします。</p> <p>「第Ⅳ部第4章 内装の意匠 6.1.1.2 複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」</p> <p>なお、内装に固定された照明器具を点灯させることにより表れる模様又は色彩は、内装の意匠を構成する要素として取り扱う（第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 2.1 「物品等と認められるものであること」（2）「物品と認められないものの例」 ②「個体以外のもの」参照。）。</p>	企業	
54	内装の意匠	<p>6.1.1.2 (1) 意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであることについて</p> <p>造花と区別がつかないような特徴的な自然物（植物）を内装意匠の一部にすることがあるため、自然物も、「建築物の意匠」と同様に、原則として内装意匠の構成物とすべき。</p>	<p>内装の意匠を構成できるものは、意匠法上の物品、建築物又は画像の意匠であり、そのうち建築物の意匠について、「第Ⅳ部第2章 建築物の意匠 4.3 建築物又は土地に固定したもの等が表されている場合の一意匠の考え方」において、建築物に付随する範囲内のものと判断する植物等の一例を示しております。</p> <p>このように建築物に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、建築物に付随する範囲内と認められる自然物に限り、建築物の意匠の一部を構成するものとして扱います。</p> <p>よって、当該要件を満たした自然物が付随する建築物の意匠であれば、当該自然物を含んだ状態で、内装の意匠の一部を構成する建築物の意匠と取り扱います。</p>	企業	
55	内装の意匠	<p>6.1.1.3 内装全体として統一的美感を起こさせるものであること</p> <p>1) 内装全体として統一的美感を起こさせるか否かの判断は容易ではなく、どのような観点で統一的美感を起こさせるものであるかを明確にしてほしい。また、事例とは異なる観点で統一</p>	<p>内装の意匠の審査における統一的美感に関する審査は、「第Ⅳ部第4章内装の意匠 6.1.1.3 内装全体として統一的美感を起こさせること」に記載の内容に従って行います。</p> <p>内装の意匠の審査及び登録状況をふまえ、必要に応じて審査基準や登録事例集等の整備を行ってまいります。</p>	団体	

		的な美感を起こさせるもので内装の意匠が登録される場合は、その観点を事例として審査基準に追加・更新することを望む。 また、内装全体として統一的な美感を起こさせるものがどのようなものであるかの理解を深めるため、登録事例集を審査基準とは別に発行してほしい。			
56	内装の意匠	6.1.1.3 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること 2) 意匠審査基準改定案では、「出願された意匠が、内装の一部について意匠登録を受けようとするものである場合は、意匠登録を受けようとする部分において、本要件を満たしているか否かを判断する。」とされていますが、「一部について意匠登録を受けようとする」範囲の考え方や図面例がなく理解しにくいいため、「一部について意匠登録を受けようとする」範囲の考え方や図面例等を挙げて明記いただくことを望む。	内装の一部について意匠登録を受けようとする範囲の考え方について、「第Ⅲ部 第1章 工業上利用することができる意匠 2.5 当該物品等全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分であること」が基本となります。 これに加えて、「第Ⅳ部 第4章 内装の意匠」で記載している登録要件がございます。例えば、内装の一部について意匠登録を受けようとする場合は、意匠登録を受けようとする部分において、統一的な美感を起こさせるか否かを判断します（同章 6.1.1.3 内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること）。 御意見をふまえ、「内装の一部について意匠登録を受けようとする」範囲の考え方等を示す資料について、特許庁ホームページ等で公表することを検討しております。早期に公表できるよう、準備を進めてまいります。	団体	
57	内装の意匠	6.1.2 意匠が具体的であることについて 什器（物品）や画像を実線（意匠登録を受けようとする意匠）とした出願において、個々の構成要素（什器や画像）をどの程度具体的に開示する必要があるのか、という基準が示されておらず、どこまで特定すればよいかかわからない。 審査基準への記載は難しいとしても、「ガイドライン」の早期公表を望む。	内装の意匠の開示の取扱いについては、基本的に「第Ⅲ部 第1章 工業上利用することができる意匠」に従いますが、ご指摘のとおり、物品の意匠と内装の意匠とでは、図面の開示等において異なる点がございます。 例えば、物品の意匠は主に外観であって、物品の外側から見た図面が基本となるのに対して、内装の意匠は主に内観、空間内側から見た図面が基本となります。 具体的な内装の意匠の開示方法を示す資料について、特許庁ホームページ等で公表することを検討しております。早期に公表できるよう、準備を進めてまいります。	団体	
58	内装の意匠	6.2.6 内装の意匠の類否判断事例 類否判断事例で示された判断根拠における、以下はどの程度類否判断に影響を与えるか、判断基準やツールの導入は想定しているか。また、以下の点を個別の事案ごとに検討する場合、新規性判断の客観性や妥当性をどのように担保するか。 ①形状等が「顕著に」相違 ②形状が「極めて」特徴的 ③全体の「主要な」部分を占め、需要者の注意を「強く」惹く	類否判断を行う際の一般的な考え方については、改訂意匠審査基準案第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.2.6「対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価」において記載しており、審査官は、当該考え方を基礎としつつ、同第Ⅳ部第4章「内装の意匠」6.2「新規性を有すること」の項に記載した内装の意匠の場合における考慮事項に留意しつつ判断を行います。 当該判断のためのツールの導入を行う予定はありません。 御意見中に記載された①から③の点については、対比する両意匠の各共通点及び相違点について、上記の各考え方に基づき、出願された意匠の内容に照らしつつ、客観的な先行意匠の調査の結果を考慮して評価を行います。	企業	
59	内装の意匠	4.1 意匠に係る物品の欄の記載における一意匠の考え方及び 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載 二以上の内装意匠の用途を「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合、二以上の意匠を含むものとする一方、従属的に併設している場合、主たる用途又は当該施設自体の用途を「意匠に関する物品」に記載し、従属的な用途を「意匠に関する物品の説明」で説明することは認めるものとしている。	同一空間の複合用途の内装を、主従なく創作した場合について、「第Ⅳ部 第4章 内装の意匠 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載」中、「一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途又は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。」と記載し、各用途に主従がない場合は、当該施設自体の用途を記載する旨を記載しておりました。 御意見をふまえ、この意図をより明確にするため、当該記載を以下のとおり修正いたします。	企業	あり

		<p>複合的な用途の空間デザインで、主従をつけることが難しく、どちらかを主として「意匠に関する物品」に記載した場合の、審査での影響、権利範囲への影響も不透明であるので、その差を明確にしてほしい。</p> <p>また、同一空間の複合用途の内装を、主従なく創作した場合の、「意匠に係る物品」「意匠にかかる物品の説明」の記載例について明示してほしい。</p>	<p>「ただし、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途、又は各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明すればよい。」</p>		
60	内装の意匠	<p>審査基準案の内容に概ね賛成であるが、ユーザーフレンドリーの観点から審査基準の内容のさらなる明確化が望まれる。具体的には、以下の点について検討されたい。</p> <p>[1] 5. 1 『意匠に係る物品』の欄の記載における「複合的な用途を持つ内装の用途の記載方法」について 複合的な用途を持つ内装については、『意匠に係る物品』の欄に、主たる内装の用途又は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、『意匠に係る物品の説明』の欄において説明すればよい」とされている。この運用が、「カラビナ事件」（知財高判平成17年10月31日（平成17年（ネ）第10079号））との整合がとれているのか、懸念が残る。</p> <p>審査基準案によれば、内装の意匠の「用途及び機能」は、「人が一定時間を過ごすために用いられる」点で共通性があれば類似するものと判断され、その類似範囲は比較的広いものと考えられるため、審査基準案の内容自体に異存はないが、上記裁判例との整合性については今一度確認いただきたい。</p> <p>[2] 5. 4. 1 「必要な図」における「意匠の特定」及び6. 1. 2 「意匠が具体的であること」について 什器や画像が意匠登録を受けようとする意匠に含まれている場合において、什器や画像といった個々の構成要素を具体的に開示する必要があるのか等、図面等で意匠をどこまで特定することが求められるのかについて、審査基準で明確化すべきである。</p> <p>[3] 5. 5 「特徴記載書」について 特徴記載書について「これを参考としつつ審査を進める」と基準に明記する以上、「どのように参考にしたのか」という情報が包袋に残される必要があるのではないかと。また、その情報を査定等に示すことについて、基準に明記すべき。</p> <p>[4] 6. 1. 1. 1 「店舗、事務所その他の施設の内部であること」について</p>	<p>[1] 本項目が想定するケースは、一の内装の意匠が複合的な用途を併せ持つ場合に係るものであり、かつ、それら各用途はいずれも内装意匠に係るもの同士であって、用途及び機能が類似する関係性にあるものですので、カラビナ事件とは性質が異なっており、当該裁判例との整合性の問題は無いものと考えられます。</p> <p>[2] 内装の意匠の開示の取扱いについては、基本的に「第Ⅲ部 第1章 工業上利用することができる意匠」に従います。 よって、例えば、ご指摘頂いた什器や画像など、個々の構成要素の開示が不十分であることにより、内装の使用の目的や、使用の状態等に基づく用途及び機能、意匠登録を受けようとする意匠の形状等を導き出すことができない場合は、意匠が具体的にでないとして拒絶理由に該当します。 御意見をふまえ、どの程度の開示が必要かなどを含め、ユーザーの皆様が内装の意匠の出願をする際の参考となる資料を整備いたします。早期に公表できるよう、準備を進めてまいります。</p> <p>[3] 特徴記載書は、意匠創作に係る出願人の主観的意図を記載するもので、審査官は、意匠登録出願に係る意匠の認定、新規性要件等の判断に係る類否判断、その他の拒絶の理由の判断に、特徴記載書の記載内容を直接の根拠として用いてはならないとしています（第Ⅹ部第1章 特徴記載書参照）。 現在、判断の根拠にできない事項について、査定等に記載する運用は現在行っておりません。 頂いた御意見は、今後の審査運用の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>[4] ①ショーウィンドウについても、「人が一定時間過ごす空間」と物理的に一続きの空間内にある場合は、内装の意匠として意匠登録の対象となります。 また、「人が一定時間過ごす空間」とショーウィンドウが壁等で分断されていたとしても、当該壁等が例えば透明であるなど、「人が一定時間過ごす空間」から見て視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、当該ショーウィンドウを含み、一の内装の意匠として意匠登録の対象となり得ます。</p> <p>②例えば、内部空間から連続する店舗軒下の空間など、内装の意匠創作において、内外の境界を明確に切り分けることが困難なものを想定しています。将来的に様々</p>	団体	あり

	<p>①「(1) 店舗、事務所その他の施設に該当すること」において、第1パラグラフに「人が一定時間過ごす空間」であることを記載すべき。</p> <p>審査基準の内容から、本要件を充足するには「人が一定時間過ごす空間」であることが求められるものと理解できる。しかしながら、この点が示されているのは本項の第3パラグラフ（「具体的には・・・」）であり、第1パラグラフ（「内装の意匠の対象となる施設は・・・」）では何ら説明がなされていない。そのため、第1パラグラフの記載から、例えば百貨店の店頭にある「ショーウインドウ」等も対象になる、と誤解されるおそれがある。</p> <p>②「(2) 内部に該当すること」に関して、施設の外部を含む内装の意匠の説明が漠然としているので事例（図面）を掲載すべき。</p> <p>③<内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例>についても、具体的な事例を図示して説明することが望ましい。</p> <p>[5] 6. 1. 1. 2 (1)「意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること」及び4. 6「建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」について 本要件でいう「内装の意匠」を構成する「画像」は、意匠法上の意匠である「画像」である点で、「建築物」の意匠における（建築物の模様として評価される）「画像」とは異なることについて特記し、注意喚起することが望ましい。</p> <p>[6] 6. 3. 6. 7「物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠」の事例について 【事例1】及び【事例2】が挙げられているが、これらはいずれも「著名」である先行モチーフに限るものかについて疑問がある。引例に著名性が必要であるか否か、著名であることを要する場合はその必要について説明してほしい。</p> <p>[7] 8. 2「内装の意匠の分割」について 内装の意匠の分割について、審査基準案においては、「意匠登録出願の分割に関する取扱いは、第Ⅷ部第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい」とあるが、内装の意匠は、今般の法改正で新設されたものでありかつ、複数物品を含むことが要件となっているため、従前の審査基準の判断を当てはめるのが難しいと思われる。</p>	<p>な内装の意匠創作があることを想定し、内装の意匠の対象を完全に閉じた空間に限定するのではなく、柔軟に取り扱うとの趣旨で記載しております。すべての例を示すことは困難であり、図の例示はかえって限定的な運用を誘発しかねないため、審査基準上、図示は控えております。今後の審査運用の状況を鑑み、必要に応じて図示を検討させていただきます。</p> <p>③内装全体として統一的な美感を起こさせないものの例として2例、文章で記載しております。 今後の審査運用の状況を鑑み、必要に応じて図示を検討させていただきます。</p> <p>[5] 第Ⅳ部第2章「建築物の意匠」4.6「建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」の項目における「画像」については、意匠法上の「画像」であり、内装の意匠の章に記載した「画像」と異なるところはございません。4.6「建築物に画像が表されている場合の一意匠の考え方」の項目における「画像」との記載が、意匠法上の「画像」であることが明確となるよう、記載を追加いたします。</p> <p>[6] 御意見をふまえ、当該「著名な」との記載を「公知の」との記載に修正しました。</p> <p>[7] 内装の意匠の分割について、意匠法第8条の2の要件を満たしたものは、一の内装の意匠であるため分割はできない旨の記載を「第Ⅳ部第4章 内装の意匠」及び「第Ⅷ部 第1章 意匠登録出願の分割」の章に、それぞれ追加しました。 これをふまえ、御意見にある①～③について、いずれも意匠法第8条の2の要件を満たさず、二以上の意匠が含まれると認められた場合は、いずれも分割が可能です。</p>	
--	--	--	--

		<p>そこで審査基準、審査便覧、Q&A等において分割が認められるケース、認められないケースの具体例を掲載することを希望する。</p> <p>例えば、以下のケースで分割は可能か示してほしい。</p> <p>①出願意匠が、「建築物の内装と、外装（内装の一部とは認められないもの）」を含む場合、外装部分を「建築物」の意匠として分割できるか？</p> <p>②出願意匠が、「松竹梅」のモチーフにより統一感が生じている内装意匠であるとき、この中に「動物（ネコ等）」を模した物品（椅子等）または画像（何らかの機能を有する）が含まれていたら、その物品または画像を分割できるか？</p> <p>③出願意匠が、同じ建築物の中の隣接した位置にある「和風の内装」と「洋風の内装」（明らかにテイストが異なる）を含む場合いずれか一方を、「内装」の意匠として分割できるか？</p>			
61	内装の意匠	<p>具体例の積極的な提示について</p> <p>内装の分野は法改正によって新しく保護対象となったものであり、その詳細な保護対象や出願における開示については、ユーザーも不慣れなものが大部分であることから、審査基準、あるいは審査便覧やガイドライン等によって、審査基準の内容に沿った事例（図面）がより多く掲載されることを希望する。</p>	御意見をふまえ、ユーザーの皆様が内装の意匠の出願をする際の参考となる資料等を整備いたします。早期に公表できるよう、準備を進めてまいります。	団体	
62	内装の意匠	<p>内装の意匠の分割について</p> <p>意匠審査基準「第4部第4章内装の意匠の分割」をみますと、「第8部第1章意匠登録出願の分割」を参照と記載されているが、「第8部第1章意匠登録出願の分割」には、内装の意匠に特化した記載がない。今後、内装の意匠について記載が追加されるのか。</p>	内装の意匠の分割について、意匠法第8条の2の要件を満たしたものは、一の内装の意匠であるため分割はできず、特段の留意事項はないとして「第VIII部第1章意匠登録出願の分割」の記載を参照するよう記載しておりましたが、御意見をふまえ、この旨の明確化及び組物の意匠に関する記載とのバランスを考慮し、「第IV部第4章内装の意匠」及び「第VIII部第1章意匠登録出願の分割」の章に、それぞれ記載を追加しました。	個人	あり
63	新たな保護対象全般	<p>デザインする立場から読んだ時、全般に意図するイメージ（具体的なデザイン例）が理解しにくいよう感じた。</p> <p>事例を含め、今後は判決例なども追加していくような審査基準になればよい。</p>	<p>今後の意匠審査基準改訂の参考とさせていただきます。</p> <p>事例については、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」においても充実化を検討してまいります。</p> <p>判決例については、今後は必要に応じ、「意匠審査便覧」に参考裁判例を掲載していく予定ですので、建築及び内装の意匠の分野についても、裁判例等の蓄積に照らして、同様に対応してまいります。</p>	団体	
64	新たな保護対象全般	<p>「建築物」と「内装」は密接な関係を持っているが、基準案からはその関係性が理解しにくい。</p> <p>以下の4点を記載することにより、企業の知財担当者の負担が軽減されることから、1. 3. 4を「建築物の意匠」、2. 3. 4を「内装の意匠」の審査基準の冒頭に記載していただきたい。</p>	<p>具体的な図面を示しつつ、建築物及び内装の意匠の意匠登録出願にはどのようなものがあるのかを提示させていただくことが、ご要望に沿うものと考えますので、御意見にも記載されているように、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」等において、ご要望の点をご理解いただける事例及び説明を掲載することを検討いたします。</p>	団体	

		<p>1. 「建築物の意匠」は建築物の外観だけではなく、建築物の内部の意匠（部分意匠）もあること</p> <p>2. 「建築物の内装の意匠」は「建築物の意匠」としての要件を満たすことが必要であること。特に、自然物の扱い</p> <p>3. 「建築物の内部の意匠」は、捉え方により（例えば照明器具を建築物の一部と捉えるか、独立した物品と捉えるか）「建築物の意匠」にも「内装の意匠」にもなること</p> <p>4. 「建築物の意匠」と「内装の意匠」の相互の変更は、形状等が同じであれば要旨変更にはならないこと</p> <p>「基準」の記載事項として適切でない場合は、ガイドライン等で示してほしい。</p>	<p>なお、「建築物の意匠」と「内装の意匠」を相互に変更する補正については、改訂意匠審査基準案第Ⅳ部第2章8.1.2及び第Ⅳ部第4章8.1.2に記載したとおり、本来内装の意匠として出願すべきものを建築物の意匠から内装の意匠に変更する補正、本来建築物の意匠として出願すべきものを内装の意匠から建築物の意匠に変更する補正は、要旨を変更するものとせず、他方、建築物の意匠又は内装の意匠に該当すると認められるものである場合の補正は、要旨を変更するものと判断します。</p>		
65	新たな保護対象全般	<p>建築の外観や内装および画像を含む意匠は、今までに登録基準が無く、特に、世の中にある建築物は既往の建築関連の雑誌に満遍なく掲載されているわけではないことから、既往にある建築物の類似する意匠を登録する恐れがある。</p> <p>(1) 建築に関する意匠登録審査用の特許庁保管データが十分確保できるまでは、以下のいずれかを行えるようにしてはどうか。なお、このようなものは、新規分野(建築の外観や内装、画像を含む意匠)の意匠審査が、異議申し立てが減り申請状況が安定するまでの期間(例えば5年ほど)でも良いと考える。</p> <p>①特許法における特許出願内容の公開時に第三者による既往の技術の情報提供による新規性等がない旨の情報提供的なもの、</p> <p>②特許登録後の6か月に行うことができる第三者による異議申し立て的なもの、</p> <p>③無料の建築に関する無効審判制度の新設</p> <p>(2) インターネットのアーカイブ情報等や、提訴者等の撮影した情報の該当する建物の該当部の写真を新規性や創作非容易性の判断の基礎となる資料としてほしい。</p>	<p>頂いた御意見は今後の課題として引き続き検討の参考とさせていただきます。また、改正法の施行に向けて、ユーザーの皆様から広く公知意匠の情報をご提供いただく方策も検討いたします。</p>	企業	
66	新たな保護対象全般	<p>意匠の新規性判断の主体は、取引者を含む「需要者」としているが、現実的には需要者の視点を審査官が代行することになるのではないか。そうである場合、実際には需要者ではない審査官が新規性の判断を行うに際して、どのように需要者の視点を反映するのか。</p>	<p>出願された意匠の新規性の審査は審査官が行い、類否判断の主体を需要者（取引者を含む）として判断を行います。</p> <p>判断にあたっては、対比する両意匠の共通点及び差異点について、需要者（取引者を含む）がその物品等の形状等を対比観察した場合に、注意をひく部分か否かを認定し、その注意をひく程度を評価するとともに、需要者（取引者を含む）は、先行意匠についても一定程度の知識を有すると想定されることから、当該共通点及び差異点について、先行意匠において公知となっているか否か、ありふれているか否か等も考慮します。</p>	企業	

67	新たな保護対象全般	<p>ある建築物の意匠権者が設計事務所、商標権者が発注企業であった場合に、意匠権者の設計事務所が、登録意匠に類似する建築物を別の会社に対しデザインした場合、以下はどう考えられるか。</p> <p>① 元の建築物の商標登録権者の企業が、別の会社の建築物に対して差止訴訟等ができるのか？</p> <p>② 意匠登録の類似範囲と、商標登録の類似範囲とが異なっており、特に商標登録における商標の類似の範囲が、建物の外観・内装に対して明確になっていない点の調整が必要ではないか。</p>	<p>① について 御意見の中にある「建築物」を「デザイン」する行為が、商標法でいう指定商品・指定役務と同一又は類似の商品・役務について、他人の登録商標と同一又は類似の商標の使用に当たる行為を意図されたものだとすると、当該商標を権原なく「デザイン」する行為は、商標権侵害となり、差止請求の対象となる場合があります。 なお、登録意匠と登録商標に抵触が生じた場合の調整については、意匠法 26 条、商標法 29 条が問題となります。</p> <p>②について 御意見において記載されましたように、意匠法と商標法とは、法目的が異なることから、それぞれの登録要件や当該登録要件の判断に関わる他の意匠や商標との類否判断の手法が異なっています。両者を同一の判断基準とすることはできませんが、頂いた御意見については商標の担当者とも共有させていただき、今後の参考とさせていただきます。</p>	企業	
68	関連意匠	<p>3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日以前に出願された意匠登録出願であること 関連意匠は、その意匠登録出願の出願日が、基礎意匠の～とあるが、条文上は「本意匠」になるのではないか。</p>	<p>改正意匠法第10条第1項には、「本意匠」との記載のみで、「基礎意匠」との記載はないのご指摘であると理解いたしました。しかし、同条第5項では、「前項の場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該本意匠」とあるのは、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」とする。」と規定し、同条第7項において、「当該関連意匠に係る最初に選択した一の意匠」を「基礎意匠」というと規定しており、これらの規定を踏まえ、関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠についてを含める意図により、改訂意匠審査基準案第V部3.3.3の記載は、「関連意匠は、その意匠登録出願の日が、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、出願から10年経過する日以前でなければならない。」としているため、ご指摘のような修正は行わないことといたします。</p>	個人	
69	関連意匠	<p>3.5 先願の規定の適用について 事例3は、基礎意匠と関連意匠Cとの間で第9条の適用から除外されるかが明らかでないのではないか。</p>	<p>事例3については、当該事例の表題に「以下のいずれの意匠との間においても先願（9条）の規定を適用しない」と記載したとおり、基礎意匠と関連意匠Cとの間で第9条の規定の適用は行いません。 改正意匠法第10条第4項は、改正前には保護できなかった関連意匠のみに類似する意匠も保護できるように規定した条文であり、基礎意匠にも関連意匠にも類似する場合の同項の適用については、「関連意匠にのみ類似する意匠」であることを厳格に判断するものではなく、必ず基礎意匠を本意匠に指定することを求める条文ではありません。</p>	個人	
70	関連意匠	<p>3.5 先願の規定の適用について 「意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。」とあるが、「段階的な関連意匠」を基礎意匠に非類似の範囲まで展開した後で、再び基礎意匠に類似する方向に近づけていく「先祖返り」は、法改正の趣旨に合わないのではないか。 基礎意匠に非類似となった関連意匠に類似し、かつ、その基礎意匠にも類似する意匠は、「関連意匠にのみ類似する意匠」とは到底いえないため、基礎意匠を願書記載の本意匠としない限り、関連意匠と認めるべきではないのではないか。</p>	<p>「『段階的な関連意匠』を基礎意匠に非類似の範囲まで展開した後で、再び基礎意匠に類似する方向に近づけていく」意匠登録出願について、基礎意匠等の権利期間を不当に延ばすことにもつながらず、これを一律拒絶することとすべき事情や根拠となる意匠法上の規定が無いことから、改訂意匠審査基準案にお示しした運用のままとさせていただきます。なお、消滅等した基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の自己の意匠については、新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱うこととなります（改訂意匠審査基準案 第V部3.7.3「消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について」）。</p>	個人	

71	関連意匠	<p>3.5 先願の規定の適用について</p> <p>【事例3】では、本来基礎意匠を本意匠とすべきところ、関連意匠Bを本意匠と指定していることから、本意匠以外の基礎意匠にも類似することとなり、第10条第4項に規定する「(条文略)」の「にのみ」という既定を無視したものではないか。本来関連意匠Cは、関連意匠Bを本意匠として関連意匠登録を受けることができないと解釈し、第10条第7項の既定の関連意匠同士の関係に基礎意匠は含まれず、基礎意匠と関連意匠Cとの間で第9条第1項又は第2項の既定を適用しないということとはできないのではないか。</p>	<p>改正意匠法第10条第4項は、改正前には保護できなかった関連意匠のみに類似する意匠も保護できるように規定した条文であり、基礎意匠にも関連意匠にも類似する場合は同項の適用については、「関連意匠にのみ類似する意匠」であることを厳格に判断するものではなく、必ず基礎意匠を本意匠に指定することを求める条文ではありません。意匠法第10条第4項では、関連意匠にのみ類似する意匠について当該関連意匠を本意匠とみなし、意匠法第10条第1項の規定により意匠登録を受けることができる旨、意匠法第10条第1項では、「第9条第1項又は第2項の規定にかかわらず」登録を受けることができる旨規定しています。</p> <p>このため、【事例3】の関連意匠Cについては、意匠法第10条第4項の規定を適用することで、本意匠とみなされた関連意匠Bや基礎意匠に基づき意匠法第9条第1項又は第2項の規定が適用されるものであったとしても、意匠法第10条第4項の規定により適用される意匠法第10条第1項の規定により意匠登録を受けることができます。</p>	個人	
72	関連意匠	<p>3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等</p> <p>(3)は、意匠法第10条第2項及び第8項が意匠法第4条第3項(書面及び証明書の提出)の免除を規定していないことに鑑み、関連意匠の出願が公開意匠の公開後1年を過ぎた場合に限定すべき。そうでないなら、第III部第3章「新規性喪失の例外」5.2.2との関係を見直すべき。</p>	<p>意匠法第10条第2項及び第8項は、新規性喪失の例外と同様の効果を生じますが、新規性喪失の例外の規定とは異なる規定となります。基礎意匠等に基づき意匠法第10条第2項又は第8項の規定の適用を受けるための要件を満たす自己の意匠について、その後の関連意匠に新規性喪失の例外の規定の適用の請求をしていないことに基づき意匠法第10条第2項又は第8項の規定の適用をしないことは、条文にも規定されておらず適切ではありません。</p> <p>なお、御意見を踏まえて、第III部第3章「新規性喪失の例外」5.2.2については、改正後の関連意匠制度との関係について一部記載を追加・修正いたします。</p>	個人	あり
73	関連意匠	<p>3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等 及び</p> <p>3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について</p> <p>結論として賛成であるが、審査において、3.7.2及び3.7.3について、以下の①から⑤の「[問]」の例が具体的にどのように判断されるか理解しづらいことから、審査便覧やQ&A等の事例として掲載を求める。</p> <p>①事例1 (A≒B) (※以下、「≒」は類似、「≠」は非類似)</p> <p>[改正法施行前の経緯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願人Xが、意匠Aを出願後、Aを公開 Aが登録となり意匠公報発行 ・Xが、意匠Bを出願後、Bを公開 ・Aの意匠公報を引例としてBが拒絶(新規性欠如)。拒絶確定 <p>[上記状況の後に、さらに改正法施行後に行う手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Xが、Aを本意匠として、Bを関連意匠出願(再出願) <p>[問] Bの再出願の審査において、公知意匠Aは「自己の意匠」に該当し、他に拒絶理由がなければBはAの関連意匠として登録され得るか</p>	<p>御意見を踏まえて、今後さらに意匠審査便覧又はQ&A集等において事例を充実させてまいります。</p>	団体	

	<p>②事例2 (A ≡ B)</p> <p>[改正法施行前の経緯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願人Xが、意匠Aを本意匠として出願するとともに、意匠Bを、Aを本意匠とする関連意匠として出願 ・XがA及びBを公開 ・A及びBが登録査定。Aについては設定登録し公報発行。Bについては登録料不納により出願却下。 <p>[上記状況の後に、さらに改正法施行後に行う手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Xが、Aを本意匠としてBを関連意匠出願（再出願） <p>[問] Bの再出願の審査において、公知意匠A、Bは「自己の意匠」に該当し、他に拒絶理由がなければBはAの関連意匠として登録され得るか？</p> <p>③事例3 (A ≡ B, B ≡ C, A ≠ C)</p> <p>[改正法施行前の経緯]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願人Xが、意匠Aを本意匠として出願するとともに、意匠B及び意匠Cを、Aを本意匠とする関連意匠として出願 ・XがA、B及びCを公開 ・A及びBは登録査定。 <p>Cは、Aと非類似であるとして（Bとの類否判断はなし）、拒絶理由が通知され承服（拒絶確定）。</p> <p>[上記状況の後に、さらに改正法施行後に行う手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Xが、Bを本意匠として、Cを関連意匠出願（再出願） <p>[問] Cの再出願の審査において、公知意匠B及び公知意匠Cは「自己の意匠」に該当し、他に拒絶理由がなければCはBの関連意匠として登録され得るか？</p> <p>④事例4 (A ≡ B, B ≡ C, A ≠ C)</p> <p>[改正法施行後に行う手続き]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Xが、意匠A、B及びCを公開。 ・XがAを出願。この際、A、B及びCについて新規性例外適用の申請を行う。 ・Aが登録。公報発行。 ・Xが、Aを本意匠として、B及びCを関連意匠出願（新規性喪失例外適用の申請は無し）。 <p>[問1] 関連意匠Bの審査において、（CはAと非類似であるから）公知意匠Cは「自己の意匠」に該当しないとみなされ、Bは公知意匠Cを引例として拒絶されるか？</p> <p>[問2] Cの審査において、（CはAと非類似であるから）公知意匠A及び公知意匠Bは「自己の意匠」に該当しないとみなされ、Cは公知意匠Bを引例として拒絶されるか。</p>		
--	---	--	--

		<p>⑤事例5 (A ≒ B、A ≒ C、B ≒ C) [改正法施行後に行う手続き] ・Xが基礎意匠Aを本意匠として、関連意匠Bを出願し、登録、公報発行 ・Bの意匠権が消滅 ・Xが、A及びBに類似するCを、基礎意匠Aを本意匠とする関連意匠として出願 [問] 関連意匠Cは、Bの意匠公報を引例として拒絶されるか?</p>			
74	関連意匠	<p>3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について</p> <p>①第10条第8項の適用除外の要件として「(4) 当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したとき」とあるが、拒絶となったものは公開されないため、その拒絶された意匠と同一又は類似する自己の公知意匠が、登録を受けている他の基礎意匠や関連意匠に類似する場合、公知となっていない拒絶された意匠にも類似しているのか不明であり、第三者が無効審判を起すことができない。関連意匠出願をして拒絶されたものは公開するか、拒絶査定となる前に当該出願を取り下げるか否かの判断を求める通知をすべきではないか。</p> <p>②(注1)において「審査、審判または再審において基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠を本意匠とする関連意匠であるとの判断が通知されたものに限る。」としているが、10条を拒絶理由とせずに3条1項等で拒絶査定となり、関連意匠であるか否かの判断がされていないものは除外されると考えて良いか。</p> <p>③(注2)の運用上の考え方は理解できるものの、第10条第8項では基礎意匠に対する記載はなく、(注2)において基礎意匠についても同様の取扱いとする条文上の根拠が見当たらないのではないか。</p>	<p>①について 改正意匠法において、関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときに公開を行う旨の規定は無いことから、ご指摘のケースにおいて、当該意匠登録出願の内容を公開することはできません。また、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、事前に拒絶の理由を通知していますので、拒絶査定となる前に出願人が取り下げを行うか否かの判断をすることも可能と考えられますので特段の通知は行わないことといたします。</p> <p>②について 出願された意匠が複数の拒絶の理由に該当する場合であっても、それら複数の拒絶の理由を同時に通知することが合理的ではないものについては、通常、同時に通知しておらず、意匠法第10条第8項の規定のために特別な運用を行うことも予定していませんので、前者の考え方(「10条を拒絶理由とせずに3条1項等で拒絶査定となり、関連意匠であるか否かの判断がされていないものは除外される」と)となります。</p> <p>③について 新規性及び創作非容易性の適用除外の対象については、意匠登録された関連意匠のうち、既に意匠権が消滅した関連意匠と同一又は類似の意匠についても除外してしまうと、一度パブリック・ドメインとなった意匠が復活することとなる。このため、第10条第8項は、これらの意匠は第3条第1項及び第2項の適用除外の対象から除くよう規定している。第10条第2項の適用においても、同様の趣旨から、関連意匠制度の趣旨に照らし、既に消滅等した基礎意匠と同一又は類似の意匠については、同法第3条第1項及び第2項の適用除外の対象から除くべきであることから、改訂意匠審査基準案においては(注2)のように取り扱う旨を明記していません。</p>	個人	

75	関連意匠	<p>3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について</p> <p>①意匠審査基準改定案では、「関連意匠として意匠登録を受けようとする場合、先の基礎意匠に係る関連意匠が「放棄」等された時はそれと同一または類似の自己の意匠は新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする」とされているが、「放棄」等された時期が、意匠登録を受けようとする関連意匠においていつの時点かが不明確であるため、明確化してほしい。</p> <p>②実務のうえで、自己あるいは他者の基礎意匠、本意匠、関連意匠の権利の状況や関係性を確認する機会がかなり増加すると考えられる。J-latPat において、基礎意匠、本意匠、関連意匠の各々の権利の状況や関係性が容易に確認できる表示方法を導入してほしい。</p>	<p>①について</p> <p>意匠法第10条第8項の条文から関連意匠の意匠権の設定の登録前に基礎意匠に係る意匠が放棄された場合は同項の規定の適用を受けることができなくなることは明らかですし、また、意匠審査の際のいずれのタイミングで放棄された場合であっても同項の適用を受けることができない点は明らかであり、審査の段階に応じて同項が適用されるか否かが変わるわけではありませんので、意匠審査基準の記載は特に修正いたしません。</p> <p>②について</p> <p>J-Platpat において、経過情報照会により、関連意匠の基礎意匠や本意匠の情報を確認することが可能です。また、関連意匠のファミリー体系が容易に確認出来る仕組みを3月末に導入する予定です</p>	団体	
76	関連意匠	<p>3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項</p> <p>①「自己の意匠」とは、意匠法改正により新たに定義されたものであり、広くユーザーが理解するためには詳細な解説が必要であり、a～d の判断基準に合致する場合について採用される具体的な証拠や応答方法が不明であるため、審査基準には証拠および応答となる一例を提示するとともに、証拠や応答に関する事例集を審査基準とは別に発行してほしい。</p> <p>②「自己の意匠」に該当するか否かの判断基準に基づき、出願人は証拠収集等を行なう必要が生じることから、意匠の拒絶理由通知への対応期間延長に係る救済規定について、早期に施行されることを望む。</p>	<p>① について</p> <p>自己の意匠と認められる例について提示させていただくことが、ご要望に沿うものと考えますので、御意見にも記載されているように、証拠や応答に関する Q&A 集や事例集等を作成することを検討いたします。</p> <p>②について</p> <p>頂いたご要望につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	団体	
77	関連意匠	<p>3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項</p> <p>(1)に『～、以下 a ないし d の各点等を考慮しつつ～』とあるが、BtoB の商品のように標章等が示されていない物、無関係の者により SNS やブログに掲載された画像に関する物、意匠が類似だが真贋は判断できない物などなど、公知意匠が除外されるべき意匠か否かを判断するについて a～d の各点だけではとても判断ができない印象を受ける。判断すべき事項を増やすべきではないか。</p>	<p>実態としては、改正意匠法第10条第2項及び同条第8項の規定における自己の意匠であるにもかかわらず、改訂意匠審査基準第V部3.7.4(1)の a～d に該当するかが審査官の知りうる情報からは不明なケースが数多く想定されるとのご指摘であると理解いたしました。自己の意匠であるかが不明な場合には、当該意匠を判断の根拠とする新規性又は創作非容易性の規定による拒絶理由が通知されることが考えられますが、具体的な根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合は、判断の根拠とする資料からは除外することを、第V部3.7.4(2)に記載しております。</p>	個人	
78	関連意匠	<p>3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項</p> <p>(2) b について、出願人等が示すべき具体的な根拠とは何か、その根拠はどの程度でいいのか等々を明示してほしい。</p>	<p>拒絶理由通知書において、新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示された公知意匠について、改正意匠法第10条第2項及び同条第8項の規定における自己の意匠に該当する旨の反論する場合の具体的な根拠の示し方等については、審査基準に関わる内容ではないことから、改訂意匠審査基準案には記載していませんが、具体的な手続内容の例を示す Q & A 集等を作成し、特許庁ホームページ等で公表することを検討しております。</p>	個人	

79	関連意匠	<p>3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項</p> <p>出願人等が意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するとの旨の反論を行う際に示す「具体的証拠」について、どのような根拠を示せばよいのか説明がない。今後、ガイドライン或いはハンドブック等にて「具体的根拠」となる事例を公表してほしい。</p> <p>また、「具体的証拠」の収集については、社内に限らず関連会社や契約先からの収集を要し、証拠収集に時間を要することが想定され、拒絶理由通知等の応答期間として指定された期間を徒過することも想定される。また、意匠権の保護対象の拡大により、出願数が増えることで、拒絶理由通知等における指定期間を徒過してしまう事態も考えられる。従って、今回の意匠法改正において盛り込まれた、指定期間を経過した場合の延長を請求できる救済規定のみならず、拒絶理由通知における指定期間の見直しについても検討してほしい。</p>	<p>拒絶理由通知書において、新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示された公知意匠について、改正意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠に該当する旨の反論する場合の具体的な根拠の示し方等については、具体的な手続内容の例を示すQ&A集等を作成し、特許庁ホームページ等で公表することを検討しております。また指定期間経過後の延長請求を認める規定の施行にあわせ、指定期間中における延長請求を認める運用を開始する方向で現在検討しております。</p> <p>指定期間自体の変更のご要望につきましては、上記運用開始後の状況を踏まえつつ、権利化までの期間に与える影響等も考慮しながら検討の参考とさせていただきます。</p>	企業	
80	関連意匠	<p>3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項</p> <p>第16回意匠審査基準ワーキンググループで事務局が発言した、審査基準案3.7.4(2)に記載の「自己の意匠」に該当することを立証する「証拠等」の「Q&A集等」については、改正法施行後速やかに対応できるよう、法施行日である2020年4月1日前に公開してほしい。</p>	<p>拒絶理由通知書において、新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示された公知意匠について、改正意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠に該当する旨の反論する場合の具体的な根拠の示し方等については、具体的な手続内容の例を示すQ&A集等を作成し、特許庁ホームページ等で公表することを検討しております。早期に公表できるよう、対応を進めてまいります。</p>	企業	
81	関連意匠	<p>3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項</p> <p>結論として賛成であるが、審査において、3.7.4について、以下の①～④を具体的にどのように判断されるか理解しづらいことから、審査便覧やQ&A等の事例として掲載を求める。</p> <p>①公知となった意匠が、他人による「模倣品（いわゆるデッドコピー）」である場合の判断</p> <p>②公知となった意匠が、他人による「模倣品（完全なデッドコピーではないものの、軽微な改変がなされた意匠）」である場合の判断</p> <p>③公知となった資料が「特許や実用新案の公報」「商標の公報」である場合の判断</p> <p>例えば、「画像」の意匠出願について、これと同一又は類似の表示を有する「商標（標章）」が公知となっていた場合、「自己の意匠」に該当し得るか？</p> <p>④出願意匠と形状は同一又は類似であるが、物品が異なる意匠が公知となった場合の判断。例えば、出願意匠が「乗用自動車」</p>	<p>御意見を踏まえて、①から⑤の各事例の判断について、意匠審査便覧又はQ&A等に記載いたします。</p>	団体	

		であるのに対し、公知意匠が「自動車おもちゃ」である場合、「自己の意匠」に該当するか否か。			
82	関連意匠	<p>3.7.6 公知となった自己の意匠に、自己が創作した他のもの（以下、「自己の他のもの」という。）又は他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について</p> <p>意匠審査基準案の記載内容の方向性に賛同する。但し、出願中の基礎意匠（真正品）等公知になっていない自己の意匠への適用をも図れることが明確となるよう、「公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、・・・」の「公知となった」を削除いただきたい。</p>	改正意匠法第10条第2項及び同条第8項は、「第3条第1項第1号又は第2号に該当するに至った自己の意匠のうち・・・」と規定していることから、御意見のような修正は行わないことといたします。なお、関連意匠の意匠登録出願に対し、御意見に記載されたような、出願中の基礎意匠の模倣車の意匠を基礎として、新規性又は創作非容易性の規定による拒絶理由が通知された場合に、当該関連意匠の出願が模倣車の意匠の公開から1年以内であれば、意匠法第4条第1項の規定を利用し、意匠登録を受けようとする者の意に反して公開されたものとして、意見書等により、その事実を明示し、証明する手続を行うことは可能であると考えられます。また、意見書等を提出するまでに、基礎意匠の意匠登録出願が登録となって意匠公報が発行されれば、改正意匠法第10条第2項又は同条第8項の規定における「自己の意匠」に該当する旨を主張することが可能であると考えられます。	団体	
83	関連意匠	<p>関連意匠の新規性や創作非容易性の判断基準日が明示されていない。</p> <p>今回の改正によって関連意匠を出願できる期間が延長され、関連意匠の新規性等の判断に際しては、審査基準案3.7.4に規定する「自己の意匠」の他に、考慮すべき「他人の意匠」も増大するため、関連意匠の新規性等の判断基準日を明確すべきである。その上で例えば、本意匠の公開後に、本意匠と類似せず、関連意匠にのみに類似する意匠を第三者が当該関連意匠を出願する前に実施ないし公知としていた場合や、関連意匠A及び関連意匠Aを本意匠とする関連意匠Bに類似する意匠を、当該関連意匠Aの公開後かつ関連意匠Bの出願前に、第三者が実施ないし公知としていた場合、当該関連意匠Bの出願はどのように扱われるか、等といったケースへの措置を明記すべき。</p>	<p>意匠出願の新規性等登録要件等の判断の基準日は、第I部第2章3.1にあるように、(1)出願日、(2)パリ条約による優先権等の基礎となる第一国への最初の出願の日、(3)分割出願、変更出願の場合のものと出願の出願日、(4)補正却下後の新出願の場合の手続補正書の提出日 のいずれかであり、関連意匠出願の場合もこれと異なることはありません。</p> <p>なお、第三者が出願又は公開した意匠との関係において、関連意匠は通常在意匠登録出願の意匠と扱いは変わりません。関連意匠出願の意匠に類似する意匠を関連意匠出願前に第三者が公開している場合は、その意匠が本意匠の公開後であるか否か、本意匠に類似するものであるか否かを問わず、当該第三者が公開した意匠に基づき関連意匠出願の意匠は新規性がないものと判断されます。</p>	企業	
84	意匠ごとの出願	<p>第II部第2章「意匠ごとの出願」</p> <p>結論として賛成である。ただし、以下の点について、確認と再検討をしてほしい。また、具体的な事例について、審査基準、または審査便覧やガイドライン等において積極的に挙げて、説示してほしい。</p> <p>(1) 2. 1 「二以上の物品等を表したものであるか否かの判断」について</p> <p>[1] 2. 1 (1) ② (イ) 「社会通念上一体的に実施がなされるものである場合」の記載は、現実に実施がなされるものに限らず、「実施がなされうるもの」とすべきである。</p> <p>[2] 2. 1 (2) 「一の物品等と判断するものの例」について</p>	<p>(1) [1] について 御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>(1) [2] ①について 御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>(1) [2] ②について 各事例がそれぞれ①ないし③のどのような考え方に基づいて判断したものであるか、各事例の四角枠内の説明において記載していますが、御意見を踏まえて、当該記載箇所が明確となるよう、該当する部分に下線を加えることといたします。</p> <p>(1) [2] ③について</p>	団体	あり

	<p>①【事例6】及び【事例7】の四角枠内の説明において、「一体的に流通がなされるものであり」の記載は、「一体的に流通がなされるものであり」に修正することを検討された。</p> <p>②【事例1】～【事例7】の四角枠内の説明において、それぞれ、「(1) 二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方」の「①」「②(ア)」「②(イ)」「③」のうち、どの考え方に基づく判断なのかを明確することで、ユーザーにとってより分かりやすい説明になるので、これを検討されたい。</p> <p>③【事例6】既に示されている無模様の「歯磨き粉、包装用容器付き歯ブラシ」に加えて、台紙(包装用容器)及び歯磨き粉のそれぞれに異なる模様が表され、かつ歯ブラシを無模様とした事例を追加し、形状の特徴が重視され、模様の有無や共通性が、密接な関連性を持って一体的に創作されたかどうかに影響しないことを明記してほしい。</p> <p>④【事例6】意匠に係る物品について、出願人が意匠の美感に貢献していると考えた物品を主体として名称を付けてよいということを明示することが望ましい。また、物品名における各物品の主従の選択が類否判断に与える影響については、多くの者が気に留める点であるため、その選択は審査における類否判断に影響を及ぼすものではないことを明記していただきたい。</p> <p>⑤包装用容器等の中に食品等が個包装されずに配置、封入された以下の事例案(事例の写真の掲載を省略)についても追加して示してほしい。また、もしこれらが一の意匠と判断されないのであれば、二以上の意匠と判断するものの例として説示してほしい。</p> <p>⑥意匠に係る物品の名称の末尾を「・・・セット」とするものを認めることについて検討してほしい。組物との混同を避けるため、「・・・セット」を採用することが難しいようであれば、「・・・詰め合わせ」とするものを認めることについて検討してほしい。</p> <p>⑦【事例7】において、図に表れているのはクッキーの入った箱であるが、内容物であるクッキーは表れていない。この事例と容器の形状等が共通していて、内容物が食品以外のもの、例えば「洗濯用洗剤及び柔軟剤」であった場合、「クッキー入り」意匠との用途及び機能の異同、ひいては両意匠の類否判断をどのように考えるのか示してほしい。</p> <p>[3] 2. 1 (3) 「二以上の物品等と判断するものの例」について、二以上の物品等と判断するものの例は本事例の1件</p>	<p>本項目においては、各観点に対応する事例を記載し、事例数が既に多数となっていることから、他の事例については、必要に応じ、意匠審査便覧や登録事例集等において公表することとさせていただきます。</p> <p>(1) [2] ④について 出願時の「意匠に係る物品」の欄の記載方法については、ガイドラインにおいて説明を記載させていただきます。なお、出願された意匠の認定は、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、その他の願書の記載や図面等の記載を総合的に判断して行う旨を、改訂意匠審査基準案において明記しておりますことから(第Ⅱ部第1章 意匠登録出願に係る意匠の認定)、「意匠ごとの出願」であるか否かの判断指針を記載する本項目においては、いただいた御意見のような追記は行わないこととさせていただきます。</p> <p>(1) [2] ⑤について 本項目においては、各観点に対応する事例を記載し、事例数が既に多数となっていることから、他の事例については、必要に応じ、意匠審査便覧や登録事例集等において公表することといたします。</p> <p>(1) [2] ⑥について 「・・・セット」との記載については、組物の意匠との混同が生じる可能性が高いことから、審査基準上記載を推奨することができません。「詰め合わせ」との記載については、【事例7】において例示しましたように特段の問題はございません。</p> <p>(1) [2] ⑦について 意匠の類否判断の際の意匠に係る物品等の用途及び機能の類否判断においては、「物品等の詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決するまでの必要はなく、具体的な物品等に表された形状等の価値を評価する範囲において、用途(使用目的、使用状態等)及び機能に共通性があれば物品等の用途及び機能に類似性があると判断するに十分である」ことから、開示のなされていない内容物における用途及び機能の相違は、原則として、両意匠の意匠に係る物品等の類否判断を直接左右することはありません。このような類否判断上の考え方については、改訂意匠審査基準案第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.2.2「対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断」において明記していますので、「意匠ごとの出願」であるか否かの判断指針を記載する本項目においては、頂いた御意見のような追記は行わないこととさせていただきます。</p> <p>(1) [3] について 本項目においては、各観点に対応する事例を記載し、事例数が既に多数となっていることから、他の事例については、必要に応じ、意匠審査便覧やガイドライン等において公表することとさせていただきます。</p>	
--	--	---	--

		<p>のみであり、二以上の物品であると容易に判断できることから、本事例よりも、より共通性をもった構成物、社会通念上の一体性をもった事例を挙げてほしい。</p> <p>(2) 2. 2. 3 「ある用途及び機能を果たすための部分や、形状等のまとまりを有する部分を「その他の部分」としたものである場合」について、「シャープペンシル」の事例が2つ挙げられているが、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分について、文章において簡単な説明が添えてある方が分かりやすいことから、説明を追加してほしい。</p>	<p>(2) について 当該各「シャープペンシル」の事例についての説明については、いずれも事例の上の記載した本文において、趣旨の説明を記載していることから、さらなる説明の追記は行わないことといたします。</p>		
85	工業上利用することができる意匠	<p>第Ⅲ部第1章 工業上利用することができる意匠 結論として賛成である。ただし、以下の点について、審査便覧、ガイドライン等において追加で事例を示してほしい。</p> <p>① 2. 4 (2) の視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例として、「機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの」、及び「意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの」が挙げられているが、これらの具体的事例を図面と共に説示してほしい。</p> <p>② 3. 3. 4 「物品等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合」の例として、「額縁」と「さいころ」の事例が挙げられているが、さらに、曲面状部からなる物体の意匠など、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が分かり難い事例を追加し、それらが明確、あるいは不明確と扱われることについて説示してほしい。</p>	<p>①について 「機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの」、及び「意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの」については、今後の裁判例等の蓄積を待って、必要に応じて事例の公表を検討させていただきます。</p> <p>②について 御意見を踏まえて、今後、審査便覧、ガイドライン又は登録事例集等において、曲面形状からなる意匠の事例も公表させていただきます。</p>	団体	
86	新規性	<p>第Ⅲ部第2章第1節 新規性 2.2.2 類否判断の手法(1)の①又は② 結論として賛成である。ただし一部の記載について意見を述べる。</p> <p>物品の類否の検討要素について、現行の審査基準では「意匠に係る物品の用途及び機能」と記載しているが、改訂審査基準案では「意匠に係る物品等の用途及び機能」と記載している。これは、「物品」と「建築物」と「画像」が互いに類似する可能性があることを踏まえた記載と理解できる(例えば、物品「組立家屋」と「建築物」が類似と判断され得る)。</p> <p>そうした場合、今回の法改正によって、物品以外のものが意匠登録を受けられることになったことを受けて、上記した「物品」</p>	<p>御意見を踏まえて、「物品」、「建築物」及び「画像」の各意匠が互いに類似すると判断されることがあり得る旨を明記いたします。</p>	団体	あり

		と「建築物」と「画像」が互いに類似する関係になり得ることを、審査基準の総括的な記載において明記してほしい。			
87	創作非容易性	<p>第Ⅲ部第2章第2節 創作非容易性 全体的に読み易く、理解し易い内容になったものと思われることから、結論として賛成であるが、一部記載について意見を述べる。</p> <p>[1] 「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性」との表現について、「当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性」との表現に改めるべきではないか。</p> <p>[2] 4.2.2 「軽微な改変の例」における（d）「素材の単純な変更」との表現については「素材それ自体」が意匠の構成要素であるという誤解を招くおそれがあるため、「素材の単純な変更によって生じる形状等の変更」等に改めてほしい。</p> <p>[3] 6. 「創作容易な意匠の事例」について ① 6. 1 「置き換えの意匠」【事例1】 出願意匠の蓋部の記載が、公知意匠「片手なべ」を線図として表したものは分かり難いため、より明確な表現で示すことが望ましい。 ② 6. 1 「置き換えの意匠」【事例4】 「公知の調理台に、軽微な改変を加え、シンク部を他のシンクに置き換えつつ、コンロ下の収納の配置を変更して表したにすぎない意匠」の例とあるが、出願意匠「調理台」と公知意匠「調理台」のコンロ下の収納の配置は同じようであり適切でない。出願意匠の図面を「コンロ下の収納の配置を変更して表した意匠」を表す図面に修正し、6. 4 「配置の変更による意匠」の事例として掲載することが有意義ではないか。</p>	<p>[1] について 現行意匠審査基準においては、新規性要件との混同を避けるため、「新しさ」との記載を用いておりませんでした。判断基準の分かりやすさを重視し、頂いた御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>[2] について 御意見を踏まえて、当該箇所を修正いたします。</p> <p>[3] ①について 御意見を踏まえて、当該事例を修正いたします。</p> <p>[3] ②について 御意見を踏まえて、事例の説明文の記載を事例の内容に合わせて修正いたします。なお、事例自体はそのままさせていただきます。</p>	団体	あり
88	新規性喪失の例外	第Ⅲ部第3章 新規性喪失の例外	頂いた御意見は、今後の制度改正に関わる御要望と理解いたしました。今後の制度検討の参考とさせていただきます。	団体	

		<p>結論として賛成であるが、今後は意匠法第4条第3項の規定に関する証明手続きにおいて求められる事項について、その緩和を切実に望む。</p> <p>具体的には、公知事実の証明負担の最小化（特に、公知に至った機会が複数回ある意匠について、その逐一の証明を要求することの廃止）と、証明書提出の時期的要件の緩和（現行の「出願の日から30日以内」では短いからこれを緩和することはもとより、米国や欧州のように、そもそも証明書の提出を不要とすることまで含む。）が主な点である。</p> <p>ユーザー負担の軽減、創作保護の促進の見地からも、無用で経済的ではない証明負担をなくした制度を実現すべきである。</p>			
89	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外	<p>第Ⅲ部第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外 7.2「意匠法第3条の2の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の例」</p> <p>結論として賛成であるが、一部の記載について意見を述べる。</p> <p>①2行目 誤記を修正すべき。</p> <p>②具体的事例について、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」の2.2.2.8の事例1から事例6を読み替えて参照されたい、とあるが、他の章を確認する手間がかかるため、本章において具体的事例を掲載してほしい。</p> <p>③上記事例1～6のうち、事例5及び事例6は、意匠法第9条第1項（先願）でも拒絶される事例であり、本章で用いる事例としては分かり難いことから、本章における上記事例5及び事例6の採用について、再検討してほしい。</p>	<p>①について ご指摘を踏まえて、当該箇所を修正しました。</p> <p>②について 弊庁のウェブページに掲載する基準のデータにおいては、該当箇所へのリンクを設ける方向とさせていただきます。</p> <p>③について 当該事例5及び事例6を不採用とすると、意匠法第9条第1項の規定の適用の対象となるものは、意匠法第3条の2の規定の適用の対象外となるとの誤解を生じるおそれがあることから、改訂基準案はそのままさせていただきます。</p>	団体	あり
90	先願	<p>第Ⅲ部第5章 先願</p> <p>結論として賛成であるが、一部記載について意見を述べる。</p> <p>①「部分意匠」の文言が削除されたことについて 今回の改訂に当たって、審査基準案全体から「部分意匠」の文言が削除されているが、かえって読みづらくなっており、現行の審査基準のように「部分意匠」の文言を用いることを求める。具体的には、審査基準中「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」としている箇所を「部分意匠」に置き換えるべきではないか。 「部分意匠」を用いることが難しい場合は、代替案として、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする部分」を「」で括ってはどうか。</p> <p>②2.3(4)「拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願」について 審査基準案の2.2(2)に該当する場合は除かれることを明記すべきである（意匠法第9条第3項但書）。</p>	<p>①について 改訂意匠審査基準案において、「部分意匠」の記載を「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」と改めているのは、ご理解のとおり、意匠登録願の様式から【部分意匠】の欄がなくなったことに伴うものです。 御意見を踏まえ、第Ⅲ部第5章において、ご提案のように、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」として括弧を付し、読みやすくいたします。</p> <p>②について 御意見のとおり、記載を追加し、明確化いたします。</p> <p>③について 御意見のとおり、具体的事例を追加いたします。</p>	団体	あり

		<p>③具体的事例の欠如について 現行の審査基準に記載されている、カメラの部分意匠同士の類似例や、額縁の全体意匠と部分意匠の類似例が削除されており、具体的事例が一つもなくなっている。すべて、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」に集約されてしまったものと思われる。しかし、審査においてどのように類否判断されているかを理解する上で、具体的事例の記載は不可欠であるため、「先願」においても具体的事例を掲載すべきである。特に、全体意匠と部分意匠の類否判断については、2019年5月1日から運用が開始されたばかりであり、具体的事例を幾つか掲載することが望ましい。審査基準に掲載することが難しい場合は、審査便覧又はQ&A集において掲載することを希望する。</p>			
91	不登録事由	<p>第Ⅲ部第6章 意匠登録を受けることができない意匠 結論として賛成であるが、以下の点について検討してほしい。 ①3.4(1)の事例2、及び建築物の意匠の5.1でガスタンクが例示されているが、ガスタンクの意匠登録の可否に疑義を生じるおそれがあるため、説明を追加すべき。建築物の意匠の6.2.5(2)の「①ガスタンクとホテル」の例も同様。 ②3.4(3)【事例2】の、「公的な標準化機関により規格化表示のみを、」の語が分かり難いため、修正していただきたい。 ③4.の上から3行目の誤記を修正していただきたい。</p>	<p>①から③について 御意見を踏まえて、改訂意匠審査基準案を修正いたします。 なお、建築物の意匠の5.1及び6.2.5(2)のガスタンクの例については、登録できないものの例ではないことから、そのままとさせていただきます。</p>	団体	あり
92	優先権	<p>第Ⅶ部 パリ条約による優先権 結論として賛成であるが、以下の点について検討してほしい。 ①現行の審査基準で例示されている101.3.1.1の【例1】及び101.3.3.2の【例5】が改訂審査基準案において削除されているが、これらの例は残しておくべきであると考え。もし削除する場合には、その理由を明示していただきたい。 ②現行の審査基準で例示されている上記【例1】の派生として（今回の審査基準案第7頁下側の事例に少し近いが）、機器と画像が表された第一国出願から画像だけを抽出して出願された場合の同一性を示す判断事例として、以下の事例を追加すべきことを提案する。第一国出願：意匠に係る物品の名称等が「音量設定用画像」で、図面には画像が表示部に表示された状態の携帯電話機の正面図が記載されている。日本出願：意匠に係る物品が「音量設定用画像」と記載されており、図面に表された画像は第一国出願のものと同一である。 ③4.5.(2)①において四角い実線枠の内側の1行目は【～判断しないものの例】と修正していただきたい。</p>	<p>①について 101.3.1.1の【例1】及び101.3.3.2の【例5】については、画像意匠が我が国意匠法の保護対象ではなかった改正前の意匠法を前提とした事例であるため削除しております。 ②について 頂いた事例案については、第一国出願の意匠が特定できないと判断される場合が考えられますので、基準上には追記しない方向とさせていただきます。 ③について 頂いた御意見を踏まえて修正させていただきます。</p>	団体	あり

93	全般・その他	<p>新たな保護対象に関し、意匠審査便覧で適切な図面表現等の事例を充実させてほしい。特に、画像意匠については、技術の進歩により表現手段も表現自体もさらに多様化していくことが想定されるため、それら新たな意匠に対して出願人が適切な図面・願書を作成するためにも、デザインの進化・変化に合わせて継続的に意匠審査便覧を改訂してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、新たな保護対象に関する適切な図面表現等の事例の拡充を図ってまいります。</p> <p>なお、新たな事例の公表先については、事例の分野や性質等に合わせて、「意匠審査便覧」に限らず、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」への掲載等も併せて検討させていただきます。</p>	団体	
94	全般・その他	<p>以下については、意匠登録を受けることができないようにしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○単に直線を曲線に変化させたもの 例：四角形のデザインを楕円等のデザインに変形したもの等 ○単に色合いを変化させたもの 例：単色をグラデーションに変更したもの等 ○ユーザービリティを追求した結果のデザイン 例：GUIや画像の位置や形状や色合いや文字フォントを変更したもの等 ○既知のデザインを3Dプリント作成ソフトウェアで変更して作成可能な物 例：四角形のデザインを3Dプリント作成ソフトウェアにより、曲線や突起部や陥没部に変更したもの等 	<p>列記いただいた点は、出願された意匠が意匠法第3条第2項が規定する創作非容易性の要件を満たすか否かの判断の際に考慮する事項となりますので、当該判断の際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、いずれの場合においても、出願された意匠に、独自の創意工夫に基づく当業者の立場から見た意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮して当該要件の判断を行うこととなります（改訂意匠審査基準案第Ⅲ部第2章第2節「創作非容易性」4. 3「当業者の立場から見た意匠の着想や独創性」）。</p>	個人	
95	全般・その他	<p>意匠権の保護を拡充した2019年（令和元年）改正意匠法の内容を詳細に具体化する審査基準改訂案に、基本的に賛成する。なお、改正意匠法が運用されていくにつれて、裁判所の判断と審査基準の間に齟齬が生じる可能性があり、今後の意匠法の改正や審査基準の改訂に当たっては、弁護士等の法律実務家の意見がより反映されるようにすべきはないか。</p>	<p>本改訂案の内容に基本的に支持する御意見と理解いたします。</p> <p>「今後の意匠法の改正や審査基準の改訂に当たっては、弁護士等の法律実務家の意見がより反映されるようにすべきである。」とご指摘をいただいた点については、今後の課題として、意匠審査基準の改訂の際の参考とさせていただきます。</p>	団体	
96	全般・その他	<p>審査官が、新たに意匠権の対象となった建築物や内装、保護が拡充された画像等の公知資料に関する情報を容易かつ幅広く入手する仕組みとして、ユーザーから、容易に負担が少なく公知情報を提供できる情報提供制度を導入することが必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、改正法の施行に向けて、ユーザーの皆様から公知意匠の情報をご提供いただく方策を検討させていただきます。</p>	企業	
97	全般・その他	<p>インターネット上に掲載する審査基準において、「〇〇を参照されたい」と記載されている箇所には当該資料又は記載へのリンクを張ってほしい。</p>	<p>御意見を踏まえて、リンクを貼る方向で検討いたします。</p>	団体	

(了)